

新刻日用便覽

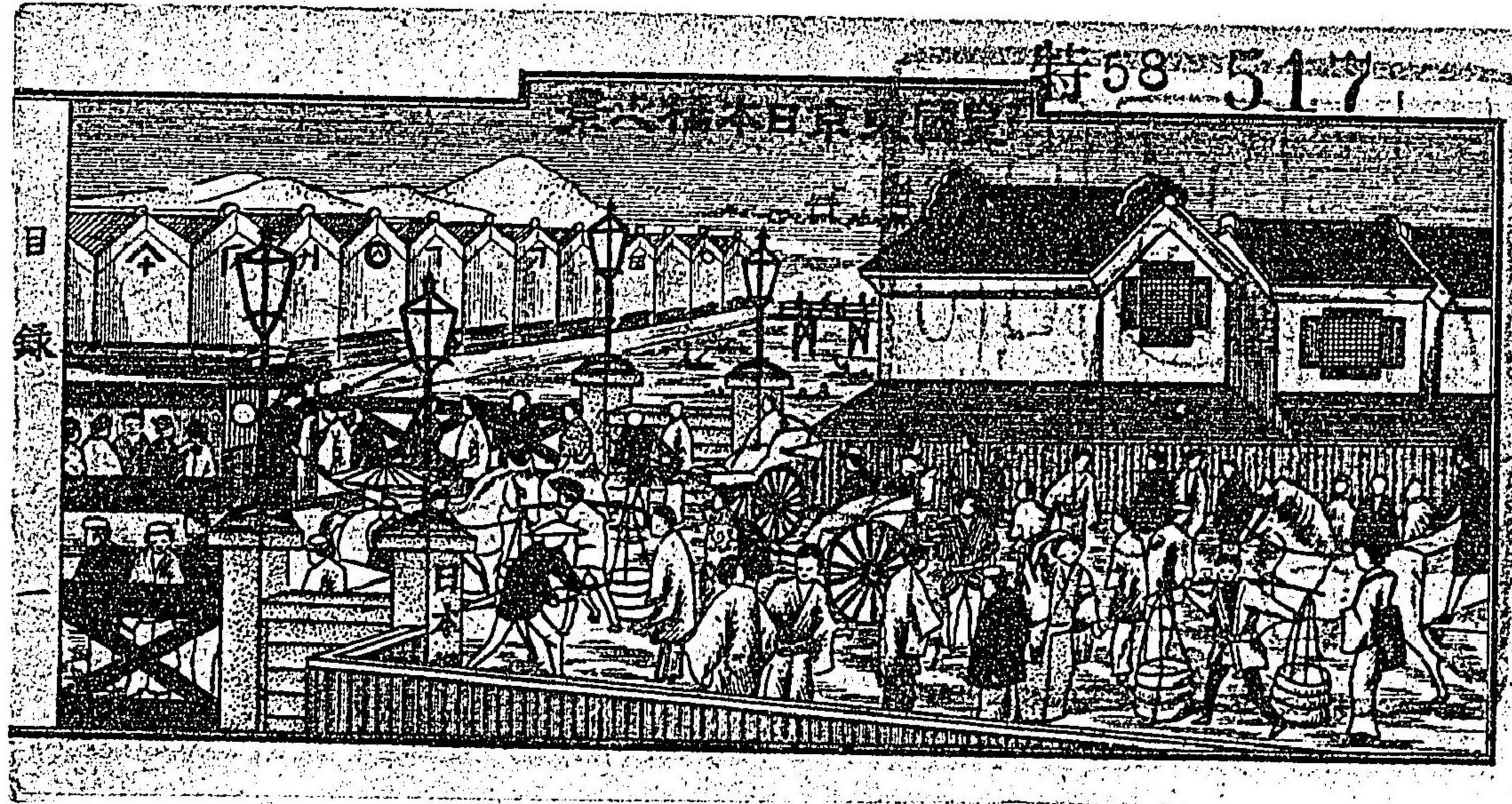
517



萬民必便自利在

新新四用便

萬里堂藏版



在日利便票必民請

新新四用價

里

日用便目錄

- ① 尊上御聖齡
- ② 皇族方
- ③ 御祭日畧解
- ④ 大陽曆畧解
- ⑤ 全國人負表
- ⑥ 改正府縣表
- ⑦ 電信貸錢表
- ⑧ 徵兵令畧解
- ⑨ 家督相續之支
- ⑩ 証券印稅
- ⑪ 印稅用方式
- ⑫ 代理委任の支
- ⑬ 訴訟用罰紙規則
- ⑭ 出訴期限
- ⑮ 訴訟罰紙用方
- ⑯ 訴訟定則畧
- ⑰ 訴答文例畧

① 結婚諸規則

- ② 人別認順序
- ③ 移住及寄留
- ④ 五等親
- ⑤ 利息制限法
- ⑥ 養子養女一札
- ⑦ 諸官省定額金
- ⑧ 僕婢雇人届
- ⑨ 送籍願
- ⑩ 忌服令
- ⑪ 驛遞局預金支
- ⑫ 出版届
- ⑬ 銀行表
- ⑭ 出版條例
- ⑮ 納本添書
- ⑯ 為替手形
- ⑰ 養子貫一札
- ⑱ 店受証

送籍願	物品受取	金銀受取	雇人受狀	建家書貸借入金証	地所貸証文	船賣買及書貸	地券書替願裏書	建家賣渡証書	損札引替願	建家賣買書貸規則	地所書入証	地券預り証書	地所規則畧	借用金証書	手附金証	預り金証	借家并借地証
-----	------	------	------	----------	-------	--------	---------	--------	-------	----------	-------	--------	-------	-------	------	------	--------

隱居家督届	遺失御届	商標條例	道中記	贈狀	改印届	街路取締規則	地券証書替印稅	勸解願心得書式	上等及地方裁判所分轄表	東京區裁判所	官省諸局	諸車稅	烟草稅則	製造烟草印紙稅	郵便規則畧表	金子入書狀貸錢	郵便為換
-------	------	------	-----	----	-----	--------	---------	---------	-------------	--------	------	-----	------	---------	--------	---------	------

⑤	通運會社金子運送料
⑤	物貨運送賃表
⑤	止宿人 届
⑤	養子 届
⑤	同一例
⑤	船 税
⑤	寄留 届
⑤	盗難 届
⑤	旅行 届
⑤	違警 罪
⑤	鐵道畧則
⑤	東京横濱間汽車
⑤	上野高崎間汽車
⑤	出產 届
⑤	死去 届
目錄終	

新刻日用便

長尾聽教編輯

① 皇上

今上天皇御諱睦仁

降誕 嘉永元年壬子六月十日
 踐祚 慶應元年即位明治元年改元
 聖昇 二十九年七月三日

皇太后藤原公美子 御父從位左大臣忠香公
 御母伏見順子女王 御母 藤原氏 誕生嘉永三年庚戌
 御年三十二年 三月
 御實母從二位藤原房冬子 父從位中忠能公
 母松浦吉岐守清女 誕生天保六年己未十月
 御年四十六年三月三日

② 皇族

一品桂宮三子內親王 仁孝天皇皇女
 御母安典侍藤原好子 誕生文政七年己未正月
 御年五十四年三月三日
 一品有栖川熾仁親王 光格天皇御猶子
 御實父有栖川昭仁親王 御父 御母 御母 誕生
 誕生文政九年辛卯 誕生 誕生
 二品有栖川熾仁親王 仁孝天皇御猶子
 御實父有栖川熾仁親王 御母 御母 誕生
 誕生天保六年己未十月
 二品山階日親王 孝明天皇御猶子

皇族

御美入三品伏見貞敏親王 誕辰文化十四年丁丑二月	御母家女房堀内氏	御美入三品伏見貞敏親王 誕辰文化十四年丁丑二月	御母家女房堀内氏
二品東伏見嘉彰親王 御美入三品伏見貞敏親王	御母家女房堀内氏	二品東伏見嘉彰親王 御美入三品伏見貞敏親王	御母家女房堀内氏
誕辰弘化三年丙午七月	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰弘化三年丙午七月	御美入三品伏見貞敏親王
二品伏見貞敏親王 御美入同上	御美入同上	二品伏見貞敏親王 御美入同上	御美入同上
誕辰安政元年戊子四月	御美入同上	誕辰安政元年戊子四月	御美入同上
三品利本守修親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品利本守修親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
三品華頂博經親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品華頂博經親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰嘉永元年辛亥三月	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰嘉永元年辛亥三月	御美入三品伏見貞敏親王
三品久通朝彦親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品久通朝彦親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰文政七年甲申三月	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰文政七年甲申三月	御美入三品伏見貞敏親王
三品北白川能久親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品北白川能久親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
三品有栖川威仁親王 御美入三品有栖川親仁親王	御美入三品有栖川親仁親王	三品有栖川威仁親王 御美入三品有栖川親仁親王	御美入三品有栖川親仁親王
誕辰 落飾伏見 宗尊女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰 落飾伏見 宗尊女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰文化三年丙子七月 落飾伏見 文秀女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰文化三年丙子七月 落飾伏見 文秀女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰弘化元年甲辰正月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰弘化元年甲辰正月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
開院日勿宮 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	開院日勿宮 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰慶應元年壬午五月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰慶應元年壬午五月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王

御美入三品伏見貞敏親王 誕辰文化十四年丁丑二月	御母家女房堀内氏	御美入三品伏見貞敏親王 誕辰文化十四年丁丑二月	御母家女房堀内氏
二品東伏見嘉彰親王 御美入三品伏見貞敏親王	御母家女房堀内氏	二品東伏見嘉彰親王 御美入三品伏見貞敏親王	御母家女房堀内氏
誕辰弘化三年丙午七月	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰弘化三年丙午七月	御美入三品伏見貞敏親王
二品伏見貞敏親王 御美入同上	御美入同上	二品伏見貞敏親王 御美入同上	御美入同上
誕辰安政元年戊子四月	御美入同上	誕辰安政元年戊子四月	御美入同上
三品利本守修親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品利本守修親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
三品華頂博經親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品華頂博經親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰嘉永元年辛亥三月	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰嘉永元年辛亥三月	御美入三品伏見貞敏親王
三品久通朝彦親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品久通朝彦親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰文政七年甲申三月	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰文政七年甲申三月	御美入三品伏見貞敏親王
三品北白川能久親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	三品北白川能久親王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
三品有栖川威仁親王 御美入三品有栖川親仁親王	御美入三品有栖川親仁親王	三品有栖川威仁親王 御美入三品有栖川親仁親王	御美入三品有栖川親仁親王
誕辰 落飾伏見 宗尊女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰 落飾伏見 宗尊女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰文化三年丙子七月 落飾伏見 文秀女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰文化三年丙子七月 落飾伏見 文秀女王 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰弘化元年甲辰正月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰弘化元年甲辰正月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
開院日勿宮 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	開院日勿宮 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王
誕辰慶應元年壬午五月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王	誕辰慶應元年壬午五月 御美入三品伏見貞敏親王	御美入三品伏見貞敏親王

③ 御大祭日祝日

四方拜 一月 主上天地四方山陵ヲ拜シ
皇祚ヲ祈リ至テ日ナリ

元始祭 一月 此日天地神々天皇御代々ノ
尊嚴ヲ御祭ナリ

新年宴會 二月 此日主上ヨリ百官群臣ニ
酬宴ヲ至テ日ナリ

孝明天皇祭 二月 此御祭ハ今上皇帝ノ御父
上ノ崩御ノ日ナリ

祈年祭班幣 二月 此日天地ノ神々ニ豊年ヲ
祈ル御祭ナリ

紀元節 二月 此御祭ハ神武天皇御位
上ニ即キ至テ日ナリ

春季皇靈祭 三月 此日ハ御祖代々ノ皇靈
ヲ祭リ至テ日ナリ

神武天皇祭 四月 此日ハ神武天皇崩御
三日前ハミタレ日ヲ祭ル

神嘗祭 十月 此御祭ハ主上伊勢太神
上ノ宮ヲ遷拜アリ公日ナリ

秋季皇靈祭 十月 此日ハ春季皇靈祭ニ
同シ

天長節 十月 此御祭ハ今上皇帝ノ
御誕生日ナリ

新嘗祭 十月 此日ハ初穂ヲ神ニ奉リ
又新穀ヲ召上ル祭典也

右ノ日ハイソヒモ國旗ヲイタスヘン諸官
省トモ休暇ニシテ正シキ

朝廷ノ御儀式ナレバ護シテ之ヲ
御祭日ヲ祭ルヘシ

④ 毎年大陽曆の略解

大祭日及曆略解

一

二

大	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
小	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
一月一日	毎年冬、至より十日あり	毎年一月の五日	六日なり	毎年二月の三日	四日なり	毎年三月の廿日	廿一日なり	毎年三月十七日	十八日なり	毎年五月の一日	二日なり	毎年六月の廿一日
夏至	毎年六月の廿一日	廿二日なり	毎年七月の七日	八日なり	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日
小暑	毎年七月の七日	八日なり	毎年七月の七日	八日なり	毎年七月の七日	八日なり	毎年七月の七日	毎年七月の七日	毎年七月の七日	毎年七月の七日	毎年七月の七日	毎年七月の七日
立秋	毎年八月の七日	八日なり	毎年八月の七日	八日なり	毎年八月の七日	八日なり	毎年八月の七日	毎年八月の七日	毎年八月の七日	毎年八月の七日	毎年八月の七日	毎年八月の七日
秋分	毎年九月の廿一日	廿二日なり	毎年九月の廿一日	廿二日なり	毎年九月の廿一日	廿二日なり	毎年九月の廿一日	毎年九月の廿一日	毎年九月の廿一日	毎年九月の廿一日	毎年九月の廿一日	毎年九月の廿一日
霜降	毎年十月の廿一日	廿二日なり	毎年十月の廿一日	廿二日なり	毎年十月の廿一日	廿二日なり	毎年十月の廿一日	毎年十月の廿一日	毎年十月の廿一日	毎年十月の廿一日	毎年十月の廿一日	毎年十月の廿一日
小雪	毎年十一月の七日	八日なり	毎年十一月の七日	八日なり	毎年十一月の七日	八日なり	毎年十一月の七日	毎年十一月の七日	毎年十一月の七日	毎年十一月の七日	毎年十一月の七日	毎年十一月の七日
大雪	毎年十一月の廿一日	廿二日なり	毎年十一月の廿一日	廿二日なり	毎年十一月の廿一日	廿二日なり	毎年十一月の廿一日	毎年十一月の廿一日	毎年十一月の廿一日	毎年十一月の廿一日	毎年十一月の廿一日	毎年十一月の廿一日
冬至	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日
小寒	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日
大寒	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	廿二日なり	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日	毎年十二月の廿一日

⑤ 全國人員惣計表

男千八百五十九萬八千九十八人

○二年八通例三百六十五百四十年
 八三百六十六日なり〇四時ハ春
 分より夏至に至るを春とし夏至
 より秋分までを夏とし秋分より
 冬至までを秋とし冬至より春
 分までを冬とし

⑥ 改正府縣表

女千八百十萬千二百二十人
 計三千六百七十萬千八百十八人

皇族五人
 士族百九十五人百廿四人
 皇族三十四人
 平民三萬七千六百五十八人

府縣名	國名	縣名	面積	管轄
東京府	武藏	豐島郡	起算	
京都府	山城	愛宕郡	百三十一里	
大坂府	摂津	西成郡	百四十二里	
神奈川縣	武藏	久良岐郡	八里十寸	
兵庫縣	摂津	八郡	百五十四里	
長崎縣	肥前	彼杵郡	百零四里	
新潟縣	越後	長原郡	百九十九里	
埼玉縣	武藏	足立郡	百六十四里	

全國人員并府縣表

山形縣	秋田縣	青森縣	岩手縣	宮城縣	福島縣	長野縣	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	靜岡縣	愛知縣	三重縣	枋木縣	茨城縣	千葉縣	群馬縣
羽前	羽後	陸奥	陸中	陸前	岩代	信濃	美濃	近江	甲斐	駿河	尾張	伊勢	下野	常陸	下總	上野
山形郡	秋田郡	青森郡	盛岡郡	仙臺郡	福島郡	長野郡	岐阜郡	滋賀郡	山梨郡	靜岡郡	名古屋	愛知郡	三重郡	枋木郡	水戸郡	前橋郡
九十九里三	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里

鹿兒島縣	宮崎縣	熊本縣	佐賀縣	大分縣	福岡縣	愛媛縣	高知縣	德島縣	和歌山縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	鳥取縣	島根縣	福井縣	富山縣	石川縣
薩摩	日向	肥後	肥前	豊後	筑前	伊豫	土佐	阿波	紀伊	周防	安藝	備前	因幡	出雲	越前	越中	加賀
鹿兒島郡	鹿兒島郡	熊本郡	熊本郡	大分郡	福岡郡	高知郡	高知郡	德島郡	和歌山郡	和歌山郡	山口郡	廣島郡	廣島郡	鳥根郡	島根郡	富山郡	石川郡
百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里	百九十九里

一府縣表電信

福岡迄	北九	廿五	圓	様半價
佐賀迄	四十一	廿五	圓	拂ハシム
久留米迄	四十三	廿五	圓	〇届賃二
熊本迄	四十五	廿五	圓	里以内ハ
佐敷迄	四十七	廿五	圓	道ノ遠近
鹿兒島迄	四十九	廿五	圓	ニ拘ハラズ
長崎迄	四十三	廿五	圓	每一通一

○北海道賃銭表

電信局和文横文	五厘
東京ヨリ宇都宮迄	八
白川迄	十一
福島迄	十四
米澤迄	十六
山形迄	十八
仙臺迄	十七
一ノ関迄	二十
盛岡迄	廿三
青森迄	廿八

福山迄	三十三	圓	滿タザル
箱館迄	三十三	圓	モ亦同様
森迄	三十六	圓	〇東京府下
長満部迄	三十九	圓	各局ハ音
室蘭迄	四十二	圓	信料十五
札幌迄	四十五	圓	〇トス
小樽迄	四十八	圓	〇海外音信

○中仙道賃銭表

電信局和文横文	八	秘并届賃
浦和迄	七	共巻二十語
熊谷迄	九	ヲ加フル毎
前橋迄	十一	ニ半價ヲ
高崎迄	十一	増ス十語
上田迄	十三	ニ滿クザル
今町迄	十四	モ亦同様
柏崎迄	十五	〇書留音

電信

六

出雲崎迄	十七兆一圓	信料八通
新潟迄	十九兆一圓	常音信
○岡山分局ヨリ高知迄		
丸亀	九兆五十兆	料ノ半價
高松	十一兆五十兆	ヲ加フベシ
松山	十一兆五十兆	○符徴音
徳島	十三兆五十兆	信、其出状
宇和嶋	十三兆五十兆	人ヨリ照枚
高知	十三兆五十兆	ヲ願ハス
○大分ヨリ鹿兒島迄		
延岡	七兆廿五兆	同様半價
宮崎	九兆五十兆	拂シテ賃
鹿兒島	十一兆五十兆	和文同ジ
○東京ヨリ甲州迄		
八王子	七兆廿五兆	
甲府	九兆廿五兆	

電信局猶日ニ月ニ増加シ大抵電信ノ到ラザル処ナシト雖モ右ノ割合ナレバ之ヲ畧ス

改正徴兵令畧解

一 全國の男子年齢満十年より満四十歳迄の者ハ總て兵役ニ服スベキものとす

一年齡二十歳ニ滿ズト雖も満十七歳已上の者ハ現役ニ志願ス者ハ得

一年齡満十七歳已上滿二十七歳已下ニシテ官立府縣立学校ニ在ル者ハ卒業證書ヲ所持シ服役中食料被服等ノ費用ヲ自給スル者ハ願

依リ一箇年間陸軍現役ニ服セシム

其技藝ヲ熟達スル者ハ若干月ニシテ帰休ヲ命ズル事あるベシ

但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減ズ

あしな

一現役中殊に技藝に熟し行状方正なる者及び官立公立学校小学校の歩兵練科卒業証書卒業証書を所持せる者其期末と終らずと雖歸休を命ぜらるる者あり

一兵役を免除せらるる廢疾又は不具等ありて徴兵検査規則も照し兵役に堪ざる者に限る

一左に掲ぐる者ハ徴集を猶豫す但其年補充員不足の時又は戦時若くは時変に際し兵員を要せらるるときハ之を徴集す

第一項 兄弟同時徴集を應ずる者の内一人及び現役兵の兄或ハ弟一人

第二項 現役中死歿又は公務の爲め負傷し若くハ疾病に罹り免役したる者の兄或ハ弟一人

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或ハ養祖の孫

第四項 戸主癩疾又は不具等にして一家の生計を営む支能ざる者の嗣子或ハ養祖の孫

第五項 戸主

一官立府縣立学校小学校に於て修行一個年以上の課程を卒したる生徒ハ六ヶ年以内徴集を猶豫す

一毎年一月より十二月迄は年齢満十七歳と爲る者ハ其年の九月一日より同月十五日迄は戸主本人ハ自身以下戸主とあるより本人の氏名族籍の皆同し

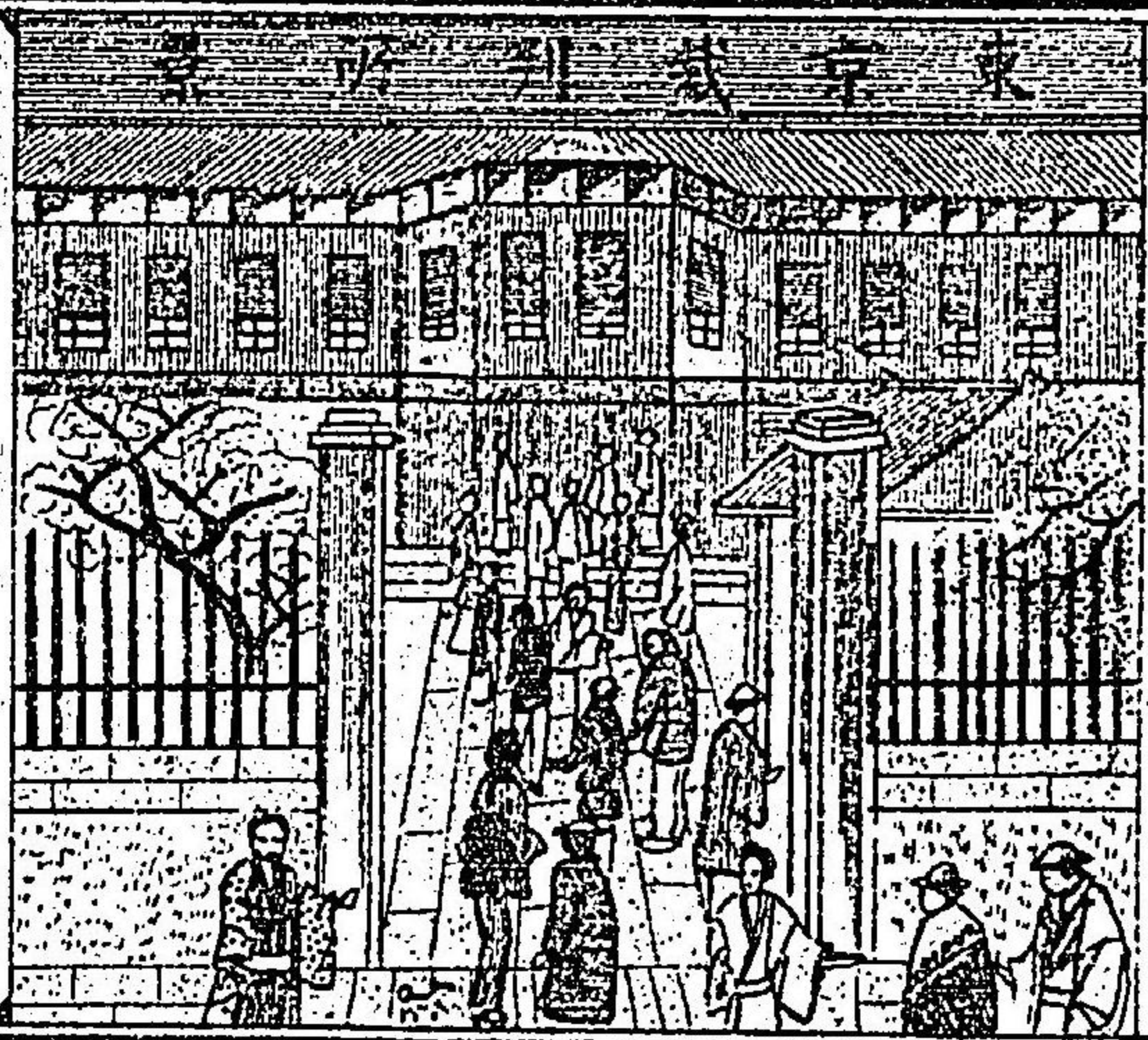
住所誕生の年月日及び職業を記載し本籍の戸長に届け出べし
 一 毎年一月より十二月迄は年齢満二十歳とある者其年の九月一日より同月十五日迄は書面を以て戸主より本籍の戸長に届け出べし若届出の後翌年四月十日迄は異動を生じたるとき其其事由を詳記し三日以内本籍の戸長に届け出べし但二十歳未満にして現は服役する者へ届け出るに及むず
 一 疾病或は犯罪等より期限は際し入営し難き者其事由を詳記し其疾病は罹る者へ醫師の診断書を添へ即日戸長に届け

出べし其事故止むなき亦同ト
 前掲掲ぐる者其年九月一日に至るも事故猶止まざるるときは之を翌年廻りの者と為し翌年更に検査を遂げ他の徴員に先づ徴集を可し但し戦時若くは事変に際し兵員を要する時は翌年徴集の期を待たざる徴集す

九 家督相續の事

○家督相續は必ず總領の男子たるべし若し亡没癡疾等の事故あまへ次男三男又ハ女子へ養子を迎へ相續せしむるも次男三男女子无きときは血統の者の相續せしむる

も妨げおし然せども故無く
順序を越ゆるべからず



第十 證券印税規則

第一條 凡そ財産の授受及び
契約の證明に用ふる證書帳
簿に此規則に循ひ印紙を貼用
すべし

第二條 證書帳簿を分て二

類と爲し其税率ハ左の如し

第一類

- 左に掲ぐる所の證書帳簿ハ金高の有
無多寡を拘らざる下ニ定むる所の印
紙を貼用せしむ但當坐預り金引出し小
切手大藏省の税印の押捺を請ふこと得
一 當坐預り金引出し小切手 印税五厘
- 一 委任狀 同 五厘
- 一 金高記載なき約定証文 同 壹錢
- 一 遺檢証文 同 同 同
- 一 跡式讓証文 同 同 同
- 一 期限を定めざる預り金讓文 同 同 同
- 一 耕地小作証文 同 同 同
- 一 雇人請合狀 同 同 同
- 一 金高記載なき諸物品預り証文 同 同 同
- 一 地所預り証文 同 同 同

一 賣買仕切書	同 壹錢
一 保險証文	同 〃
一 諸會社株券	同 〃
一 送金手形	同 〃
一 金銭通帳	一年分 同 〃 一冊分 同 〃
一 金銭判取帳	〃 二十錢
一 結社約定書	同 壹錢

但結社約定書は金口授受貸借に係る條項ありて之の効力を確定する証書帳簿に金高記載ありと雖も第三類金高記載ある諸般の契約証書に準じ印紙を貼用すべし

一 營業に關する送狀 印税一錢

一 營業に關する請取書 同 一錢

右の証書と通帳と為るときは都て一年以内一冊ニ付一錢の印紙を貼用すべし

まへ

第二類

左に掲ぐる所の証書は金高の多寡を隨ひ下は定むる所の割合を以て印紙を貼用すべし但為替手形約束手形ハ手形用紙を用ふべし

- 一 金口借用証文
 - 一 地所賣買証文
 - 一 金高記載ある諸物品預り証文
 - 一 金高記載ある諸物品借用証文
 - 一 諸物品預り証書
 - 一 金銭定期預り証文
 - 一 金高記載ある諸般の契約証書
-
- 一 金高一円以上十円未満 印税一錢
 - 一 金高十円以上五十円未満 同 二錢

一金高五千円以上百円未満	同 四 銭
一金高百円以上百五十円未満	同 六 銭
一金高百五十円以上三百円未満	同 八 銭
一金高三百円以上三百五十円未満	同 十 一 銭
一金高三百五十円以上四百円未満	同 十 四 銭
一金高四百円以上六百円未満	同 二 十 銭
一金高六百円以上八百円未満	同 二 十 六 銭
一金高八百円以上千円未満	同 三 十 二 銭
一金高千円以上千五百円未満	同 三 十 八 銭
一金高千五百円以上二千円未満	同 四 十 四 銭
一金高二千円以上二千五百円未満	同 五 十 銭
一金高二千五百円以上三千円未満	同 六 十 銭
一金高三千円以上三千五百円未満	同 七 十 銭
一金高三千五百円以上四千円未満	同 八 十 銭
一金高四千円以上	同 九 十 銭
一金高四千円以上	同 一 百 銭

右証書と通帳とを添付する時其付込見積
金高に随ひ下、定むる所の印紙と帖
用とす。

一金高百円未満	印税二銭
一金高百円以上	同 四 銭
一為替手形 一荷為替手形 一約束手形	
一金高五十円未満	印税一銭
一金五十円以上百円未満	同 二 銭
一金百円以上二百円未満	同 四 銭
一金三百円以上五百円未満	同 八 銭
一金五百円以上千円未満	同 十 三 銭
一金千円以上三千円未満	同 二 十 五 銭
一金高三千円以上	同 五 十 銭

第三條

前條に掲ぐる所の帳簿と効用を
同ふる者ハ其名称を拘むらむ

税率に照し相當の印紙を貼用せし
第四條 印紙を貼用すべき証書帳
簿として第五條の手續を循ひ印紙
を貼用せざるもの民事裁判上之を
受理せず但し處罰を受る後印紙
を貼用したる者は此限を在らむ
第五條 印紙の証書の差出人又は
帳簿主に於て証書の授受の前
帳簿の使用の前は貼用し証書帳
簿記名の下は押捺せる印を以て証
書帳簿の紙面と印紙の彩紋とを
かけて消印せし第六條 印紙及び
手形用紙の種類定價は布達を以
て之を定む第七條 印紙及び手形
用紙は官の許可を得たる賣捌所
非ざれば之を賣捌くことを得ず

第八條 印紙を貼用すべき帳簿は切
り書送状に主任官之を檢査せる夏
あるべし第九條 尤も掲ぐる處の証
書帳簿の印紙を貼用する支を要せず
一官廳より差出せる証書帳簿一官
吏準官吏若くは布告布達又は
達を以て定めたる議員若くは公
立学校病院に從事する者各其
職務に依り用ゆる証書一國庫金
取扱所又は為替方より官省より差
出せる預り金は對する抵當証書一國
庫金取扱所又は為替方より官廳
に對したる諸上納金の預り証書
帳簿一金貢記載ある官廳より
の命令書に對し國庫金取扱所
又は為替方より差出せる請書一諸

上納金ニ付國庫金取扱所又ハ為替
方より納人へ差出キ請取証書一
四准災救助金獻入金寄附金ニ關シ
人民より官廳ニ差出す証書
第十條第二類の帳簿ハ初丁ハ附
込見積金高及使用期限紙数を記
載スベシ但物品の授受ニ關ス者ハ
其代價を記載スベシ第十一條証書
帳簿ニ稅率の異ある者を雜記セ
ル時ハ各相當の印紙を貼用スベシ
第十二條印紙貼用済第二類の帳
簿見積金高又ハ使用期限の滿タ
リ時ハ其旨該帳簿ニ記載シ置キ
主任官檢査の節之ニ檢印を受ク
第十三條前條の帳簿餘白あ
リテ尚之を使用せんとする時ハ第十條

の手續を以テ更ニ相當の印紙を貼用
スベシ第十四條第一類の帳簿見積
金高未ダ滿タざる又ハ使用期限未
盡スルニ紙數盡タル如キハ更らニ
紙數を増加スル支を得此場合ニ於
テハ其帳簿初丁見積金高又ハ期限
の側らニ其事由及増加したる紙數を
記載スベシ第十五條証書帳簿ニ
外國貨幣を以テ負數を記載スル
時ハ内國の貨幣ニ改算したる金高を
附記シ相當の印紙を貼用スベシ第十
六條取替セ証書の双方共相當の印
紙を貼用スベシ第十七條証書副
証書を附シ又ハ裏書等と為シ本証
書ニ効用を異ニスルもの若クハ金高
ノ増減を生ズルものハ其副書又ハ其裏書

書し就き更ニ相當の印紙を貼用せし
し第十八條此規則を犯し脱税に係るもの
の處罰を受ける後証書帳簿の受取
人は於て相當の印紙を貼用せざるを
得第十九條印紙を貼用せざる証書
帳簿を之を貼用せざる若くは貼用不
足する者及び手形用紙を用ゆる者ハ脱
税高廿倍の科料又ハ罰金處其
証書帳簿を受取たるもの又同じ第
廿條第十八條の場合を除く外第五
條の手續を據て消印を為さず又
他の印を以て消印したる者ハ印税
高十倍の科料又ハ罰金處其証
書帳簿を受たる者亦同じ第廿一
條此規則を犯したる証書帳簿を請

人証人として加印したる者ハ各正犯に
係る科料罰金の半額を相當する科
料又ハ罰金處其第二十條第八條の
証書帳簿の検査を拒したる者ハ二円
以上二十四以下の罰金處其第廿三條
第十條及び第十三條を犯したる者ハ二
円以上二円以下の罰金處其第廿四條
第十二條及び第十四條を犯したる者ハ
一円以上二円九十五文以下の科料處其
第廿五條第七條を犯したる者ハ所持の
印紙及び賣得金を没収し五円以上五
十円以下の罰金處其第廿六條前數
條の罪を犯したる者ハ刑法の不論罪及び
減刑再犯加重數罪併處の例を用ゆる

⑤ 印税用方式

○大政官布達第百十二号

今般第千号布達を以て証券印税規
則改正候に付て印紙及び手形用紙の種
類定價左の通り相定む但し印紙は當分の新
舊取交し貼用せる支を得

印紙

赤色印紙壹圓格目一圓
黄緑色印紙壹圓格目一圓
青緑色印紙壹圓格目一圓
淡青色印紙壹圓格目一圓
赤色印紙壹圓格目一圓

手形用紙

淡青色印紙壹圓格目一圓
淡青色印紙壹圓格目一圓
淡青色印紙壹圓格目一圓
淡青色印紙壹圓格目一圓
淡青色印紙壹圓格目一圓

証券差出人印

何証文ノ專



今般何々

年月日

何ノ誰印

第二類 帳簿印紙貼用様式



此帳簿附込見積金何千圓
附之期限 何年何月何日 何年
紙数何百何拾何葉

年月日

何ノ誰印

金高記載ノ証券印紙貼用様式



一金高何百何拾圓
右者

年月日

何ノ誰殿

全上 証券差出人印

証

一金何百何拾圓
一金何拾圓

合金何拾何百何拾圓
右者

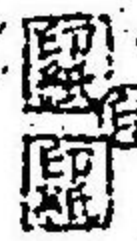
年月日

何ノ誰印

印紙貼用雜形

第二類簿記簿印紙貼用様式

帳簿主ノ印



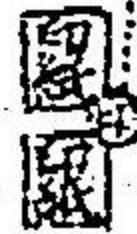
此帳簿附之期限本年限
紙数何百何拾何葉

年月日

何ノ誰印

第一類簿記簿附之印紙貼用様式

帳簿主ノ印



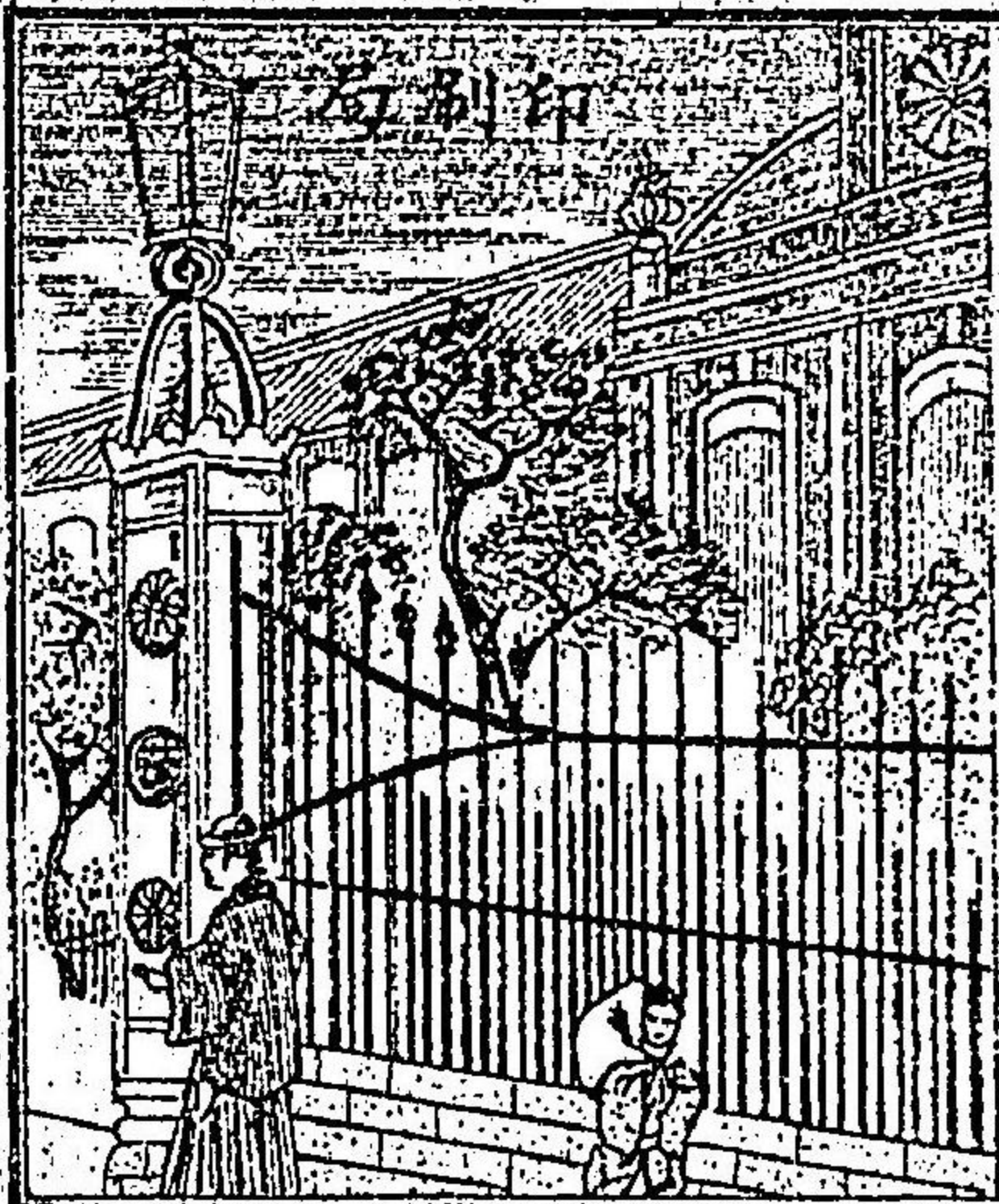
此帳簿附之見積金何千円

附之期限 何年何月ヨリ 何年

紙数何百何拾何葉

年月日

何ノ誰印



⑬ 代理委任状並ニ規則の畧

拙者(拙者共)何々之事件ニ付
何之誰を以部理代人(総理代
人)と相定め拙者之名義にて
左之権限之事を代理致させ
候事

一何々之事

但し権限の次第を委
令条に記載せしむ

右代理委任状仍而如件

年号月日

何之某(印)

後見人等ハ住所身分何某の後見
人何の某と記せしむ

○凡そ何人は限らざる己の名義を以て
他人をして其代理せしむる

の権あるべし○代人ハ総理代人部
理代人の別あり総理代人ハ其本人

諸般の事務を代理せしむるものよ
り部理代人ハそのとき其委任

する部内の事務を代理せしむる
を得る者トす○委任状ハ総理

代人またハ部理代人たる事務
及びその委任たる権限を

明白に記載せしむ

十三 民事訴訟用印紙規則

第五号 民事訴訟用印紙規則

別紙の通製表定し明治十七年四月

一日より施行を但し明治八年十二

月百九十六号 訴訟用印紙規則ハ

右施行の日より廢止を

○第一條 凡そ民事訴訟の書類

ハ此規則に依り印紙を貼用する者ハ

○第二條 訴訟ハ正本一通ニ付請求

の金額若しくは價額ニ應じ左の區

別ニ隨ひ其受付の時ニ於て印紙を

貼用をべし

金額額五円迄二十銭同十円迄三十銭

同十二円迄四十銭同百円迄三十四

同二百五十円迄六十五銭同五百円迄十

四同七百五十円迄十三円同千円迄

十五円同二千五百円迄二十円同五千

円迄二十五円五十円以上ハ千円迄毎

一十円を加ふ

控訴ニ於てハ右半額上告ニ於てハ

金額の印紙を加貼をべし

○第三條 人事其他金額に見積る

可らざる者ハ三円の印紙を貼用

をべし其控訴上告ニ於て加貼する

ハ前條に同し但し人事ニ於てハ極

貧の者として戸長の証書を所

持する者ハ裁判官ニ於て印紙の

貼用を免じても可あるべし

○第四條 左の書類ハ正本一通ニ付二十

銭の印紙を貼用をべし

答弁書證據物寫辨駁書辨論書申

書陳述書等證人鑑定人評價會計食

等の提出を請求する願書審判の延期を請
求する願書

第五條 左の書類より正本一通二付五
十銭の印紙を貼用する官吏の臨検を
請求する願書財産差入押入又物品公
賣を請求する願書執行命令書を請求
する願書身代限り地處令を請求する願書
第六條 裁判官渡書の謄本を下附
する時差出を請取書より其謄本一枚
五銭其他の謄本を二枚以下附する時差出
を請取書より其謄本一枚三銭の割
合を以て印紙を貼用する但し裁
判官渡書の謄本を一枚十二行書行
十二字詰其他の謄本を一枚二十行
一行十八字詰とする

第七條 勸解に於て二件毎に勸

解表に署名の時二十銭の印紙を貼用す

第八條 此規則に依り貼用たる印紙
の代價は出者より直者不辨償す
べき者とする

第九條 印紙の種類定價及び貼用
方法布達を以て之を定む

第十條 印紙の管轄廳の許可を得
たる賣捌所不於て發賣せしむ
其他不於て賣買する支を得ば
第十條 官許賣捌外に於て印紙
を取賣したる者二百円以上二百円
以下の罰金に處し仍現在の印
紙を沒收す

第十一條 前條の規則を犯したる者
は刑法の不論罪及び減輕再犯
加重數罪俱發の例を用ひば

今般第五号布告を以て
 訴訟用印紙規則制定候
 不付印紙の種類定價及
 ひ貼用方元の通之を定む
 淡黒色印紙壹枚三錢黒
 色印紙同五錢赤色印紙
 同十錢茶褐色印紙同五
 十錢黄色印紙同金一円
 青色印紙同金五円橙
 印紙同金十円綠色印紙
 同金十五円嬌栗色印紙
 同金二十円印紙へ訴訟其
 他書類の正本に貼用し
 貼用者の印章を以て消
 印すべし

明治十七年二月廿三日布達

④ 出訴期限規則の畧

○貸借を始め何事をも勘弁を加へ
 出訴を見合せ候はしといへども入
 問ふハ受人証人の内或ハ死亡し又ハ出
 踪の者も有之不都合不付元の期限
 内ハ出訴せざる者ハ自分にて条約を
 取消たる者と見做し受取るべき権利
 を失ひ候夏
 但し意味の大畧を云ふ

第一條 六ヶ月

- 学藝の授業料 ○旅籠料
- 商人互の賣掛金 ○運送賃
- 日雇人の給料 ○手附金
- 木戸錢又找敷代 ○請負金
- 職人の手間代金 ○飲食料
- 藝者の揚代金

第二條 一ヶ年

- 醫師の診察及び藥料
- 授業師より門弟へ給付たる食料
- 商人より商人外の者へ賣掛代金

○一ヶ年期迄の奉公人給料

第三條 五ヶ年

○期限を定めたる貸附米金
并利足

○同預米金及び其利足共

○家屋及び土地の借賃

○養育料

○小作米金 ○証拠金

○敷金

○物品の借賃又ハ損料

○一ヶ年期迄の奉公人給料

○期限あき年金及び一生涯
の年金

○條約証書中期限あき者ハ出
訴の日を期限と看做し候故何
時出訴致候ても苦うかざる更

○従前取結びたる約定にて明治六
年十二月三十一日以前ハ條約期限
の切たる事件ハ右明治六年十二
月三十一日を約定の期限と看
做す也又従前取結びたる條約
にて其期限の明治七年一月一日後
ハ及ぶ事件ハ條約期限の切たる
翌日より第一條第二條第三條の
種類ニ從ひ出訴の期限を起
算致すべき也

但明治五年壬申第三百号布
告第三條ニ定めたる規則ハ格別

⑤ 訴訟用罰紙用方

第一金穀の類 十六行十五字詰
あり

金十四

米五石 以下 壹枚一錢

雜石十石

あらざることを注意し自己の想像
 を以て^{アトカタ}跡跡なき事件を述るを
 得べし○訴状ハ九ノ左ノ雛形ノ
 順序小従ヒ一行十五字詰メ十六
 行小認め二通を出すべし
 ○都テ訴状ノ首ハ原告人ノ氏名
 を記し住所身分を肩書シ其末
 年号月日を記載し原告代書人
 とノ氏名小連印すべし
 ○訴状ノ末ハ署する氏名ハ其
 本人自ラ書すべし若シ自書
 する能ハざるときハ其旨を氏名ノ
 肩書記すべし○被告人ノ住所
 裁判ノ八里距離ノ外ハ在ると
 きハ其里數を被告人ノ氏名ノ
 左側ハ記載すべし

⑤ 訴答文例の畧抄

○表紙書式 美濃紙ウ
大半紙を用ふ
 左ノ通緘めハ加印すべし

年月日
 何々之訴状 住所
 氏名 身分

○訴状書式

何々之訴 住所 原告人 氏名 身分
 標記云々 住所 被告人 氏名 身分
 右原告人氏名申上候私儀
 云々
 年月日 氏名 身分

代書人 氏名 身分 印
 某 御裁判所

○貸金催促の訴状

貸金催促の訴

原告人氏名
住所
被告氏名

一元金何円

年月日貸附
年月日期限

一利金何円

一年又ハ一月
幾分の利

合何円何十割
右証文の寫尤の如し

借用証文

一金何圓

右云々

借主氏名

証人氏名

貸主名宛

右原告人氏名申上候云々

住所

身分

氏名印

住所

身分

代書人氏名印

某
御裁判所

○賣掛代金淹滞の訴状

賣掛代金淹滞の訴

原告人氏名
住所
被告氏名

一金何圓

右賣掛の総高小御座候

但帳面小被告人の証文有之候
若証文ありハ其全文を寫り

年月日

住所

身分

氏名印

代書人氏名

印

某
御裁判所

○答書の定則畧

○被告人裁判所の呼出状と共に

小原告の訴状を受取り時原告

人の陳述する所條理あり速に
 熟議し原告人これを許諾せば
 解訟を請ふを得べし其時の熟
 議解訟の答書を裁判所差出
 すべし○原告人の述る處非理
 不實にして辨解すべき確証あ
 らば其書類の全文を寫裁し次
 非理の支を書すべし凡た不

○答書の式

何々の答
 右住所身分何之誰何々の儀訴出
 候付今何日御呼出の御状拜見
 仕御答申上候 私儀云々
 証の書類あり其寫を記載すべ
 右之通御座候
 年月日 氏名(印)
 住所
 被告 氏名
 身分
 代書人 氏名(印)
 某
 御裁判所

○對決前熟議解訟の答式

何々の訴濟口の答
 右住所身分何之誰何々の儀訴
 出候付今何日御呼出の御状拜
 見任原告人へ熟談濟方仕候趣申
 上候 私儀云々
 年月日 氏名(印)
 住所
 被告 氏名
 身分
 代書人 氏名(印)
 前書被告何之誰申上候通熟
 談濟方仕候付此對決の御裁判
 不奉願候
 年月日 住所
 原告 氏名(印)
 住所
 代書人 氏名(印)
 何區或ハ治安等
 御裁判所長
 何誰殿

① 結婚の諸規則

○華士族平民互の結婚を許す双

方願ふ不及其時々戸長へ届出じ

但し仮令相對熟談の上たりとも
双方の戸籍を登記せざる内
ハその効无
き者とす

○婦人の嫁するの後も所生の氏
を稱ひ

○上下一般の人民妾を妻とあ
すを得べし

○次三男たりとの妻子撫育の

目的ある者ハ妻を娶るを得る
○律例親屬相姦條の場載るる善
親ハ結婚するを得

○総て結婚するを得ざる者
尤の如し

一父祖の妻子孫の婦兄弟甥
の妻妾及び養兄弟の妻妾

一喪ふ居て嫁娶するを許さず

一夫ふして兩妻を滞するを
許さず

一無罪の婿を逐ひ女を嫁し
或ハ再び婿を迎ふを許さず

一最前の養子と婚儀未だ整
へざるも當養子ハ對し養母の

名義を帶する者
○他家の養女とあすの結婚する
を得べし

一長男亡其妻一旦離縁更
先夫の弟と結婚するを得べし

一家女の解養子死於其家女
を他家の養女と更ふた養子の

兄弟を迎へ結婚するを得べし

○寡婦して後夫を迎ふるを得ざ
結婚則及人別順序 廿六

る者

一其子戸主とありし時

一前夫の遺子ありし時

○夫死亡せし日又は離婚を受し

日より三百日未満なる時ハ再

婚するを得

但し元以上遺産の徴あきを保証する者ハ此限あり

○九 人別認の順序

妻	父の妻	母	父	祖父	曾祖父	高祖父	戸主	曾孫	孫	姪	兄弟	大伯叔父母	伯叔父母	甥	從弟	從弟	從弟
---	-----	---	---	----	-----	-----	----	----	---	---	----	-------	------	---	----	----	----

戸主の妻	又從弟
子	兄弟姉妹夫妻
婦	大伯父母夫妻
子の妻	伯叔父母夫妻
孫	從弟以下夫妻



○十 移住及び寄留

○全戸他の管轄に移るも又元住

移住及寄留

一所不移るを得し若し全戸移るとも元住所の籍不在を願者ハ其他の寄留を以て妨げかし
但し管轄内甲の區より乙の區に移る如きも亦これに在り
 ○逗留ハ三府の如き人民輻湊の地を除の外三日以上ハ戸長不届け九十日以上ハ寄留と称り
 ○寄留送籍の証ハ華士族神宮僧尼ハ管應より受く其家族并子弟子及び平民ハ戸長より受く
 ○寄留届ハ準士族以上ハ本人兵隊ハ長平民ハ戸主傭主受人より届をるべし
 ○各地方寄留の者諸願何等其地方廳の規則不従ひ或ハ郡區役場等不差出すべし

廿五 等親

等一	父母。養父母。夫。子。養子。
二	祖父母。嫡母。繼母。伯叔父姑。兄弟姉妹。夫。父母。妻。妾。
等	姪。孫。曾祖父母。伯叔。夫婦。姪。
三	從父兄弟姉妹。異父兄弟姉妹。夫。祖父母。夫。伯叔父。
等	姑。庶子。姪。婦。繼父。
四	高祖父母。從祖祖父母。從祖伯叔父姑。夫。兄弟姉妹。
再兄弟姉妹。外祖父母。	
等	舅姑。前。夫。子。兄弟。孫。從父兄弟子。外甥。
曾孫。	
五	妻。父母。姑。子。孫。女孫。
等	外孫。女婚。

五等親及利益制限

第三 利息制限法

明治十年九月十二日
法律第六十六号

第一條 凡そ金銀貸借上の利息を
分て契約上の利息と法律上の利息と

第二條 契約上の利息とハ人民

相互の契約を以て定め得べき

所の利息ハ一七元金百圓以下

ハ一々年ハ付百分の二十即ち

二割百圓以上千圓以下ハ百分

の十五即ち一割五分千圓以上

ハ百分の十二即ち一割二分以

下とシ若一此限を超過する分

ハ裁判上効なきものとし各其

制限まで引直さしむべし

第三條 法律上の利息とハ人民

相互の契約を以て利息の高を

定めざる時裁判所より言渡す

所の者ハ一七元金の多少不拘

ハ一々百分の六即ち年六分とい

第四條 第二條より定限利息

の外総て人民相互の契約を以

て礼金俸利率等の名目を用ふる

者あるも総て裁判上効なき

ものと為す

第五條 返還期限を違ふる時

ハ負債主より債主へ對し若干の

償金罰金違約金料料等を差

出すべきを約定する事あること

も概して損害の補償と看做し

裁判官ハ於て該債主の支弁を

受たる損害の補償ハ不相當な

りと思量するるときハ之不相當

の減少を為すとを得る

廿三 養子養女一札

差入申証書之事

一此誰と申者我等實子小御坐

候処今般何之某殿媒を以貴

殿養子養女小差遣候処實正也

然ル上ハ生長之上無謂取戻

候儀決して申入間敷候方一

無批証合出来候へ実意を

以及頼談御兼知之上取計可

申候為後日証文如件

年月日 實父何之某印

親類何之某印

養親

何某殿

○差入申一札之事

貴殿實娘誰儀此度我等養女

賞受候上者成長之後子私

眼鏡を以聲を迎へ跡式不殘相

讓可申候若し無據事故有

之他家へ縁付候とも見苦敷稼

等ハ為致申間敷候若右様の儀

有之候ハ何時御引取被成候

共其節不至り養育料等彼是

無心々間敷儀一切申間敷候

為後日如件

年月日 養父何誰印

親類何誰印

何之誰殿

廿三 官省定額金

太政官 五十万圓

元老院 十八万四千圓

外務省 二十万圓

外國公使及領事館 八十一万千圓

官省定額金 三十

府縣宮繕土木費	百六万四千四百五十四
神社費	十三万五千四
二府各縣警察費	百九万四千九百六十四
馱遞局	百二十六万四
府縣	百五万五千五百四
警視局	百二十六万五千五百四
開拓使	百六万四千五百四
地租改正高	九万四百
宮内省	三十二万八千四
司法省	百七万五千四
工部省	五十四万五千四
文部省	百八万六千四
海軍省	三百一十五千四
陸軍省	八百一十五万千四
大藏省	百一十七万七千四
内務省	百一十七万七千四

⑤ 僕婢雇入届

何府縣管下何国
何郡區何町村何番地
身分誰子(弟)
何之某
年月日

右者本年何月より未何年何月
まで雇入候間此段御届申上
候也

年月日

何ノ某 印

⑥ 送籍願書之式

送籍

何府縣何国何郡何町村何
族籍
何ノ誰

今般為何ノ營業何府縣何国何郡何
何番地へ轉居候ニ付送籍書御
渡被下度此段奉願候也

何ノ誰 印

年号月日

何誰 (印)

何郡長何某殿

其二

何府何郡何町何番地

士族 平民 何誰文

誰 何年何月何日

右公今般何騎何国何郡何番

地^{士族}何誰妻^{平民}差遣候間誰地へ

送籍相成度此段奉願候也

年月日

何誰 (印)

何郡長何誰殿

忌服令

忌五十日	父母	離別父母	生
服十ヶ月	夫	〇老	
忌三十日	養父母	夫父母	養父母
服百五十日	祖父母		
忌二十日	曾祖父母	離別父母	祖父母妻
服九十日	兄弟姉妹	伯叔父母	嫡子母祖父母

忌二十日 高祖父母 庶子女 養子女 嫡孫
 服三十日 異父兄弟姉妹 父異父兄弟姉妹

忌三日 曾孫男女 従父兄弟姉妹
 服七日 兄弟ノ子 父異父兄弟姉妹

遠慮三日 七歳以下ノ者ハ父母
 辛ノ子アル者

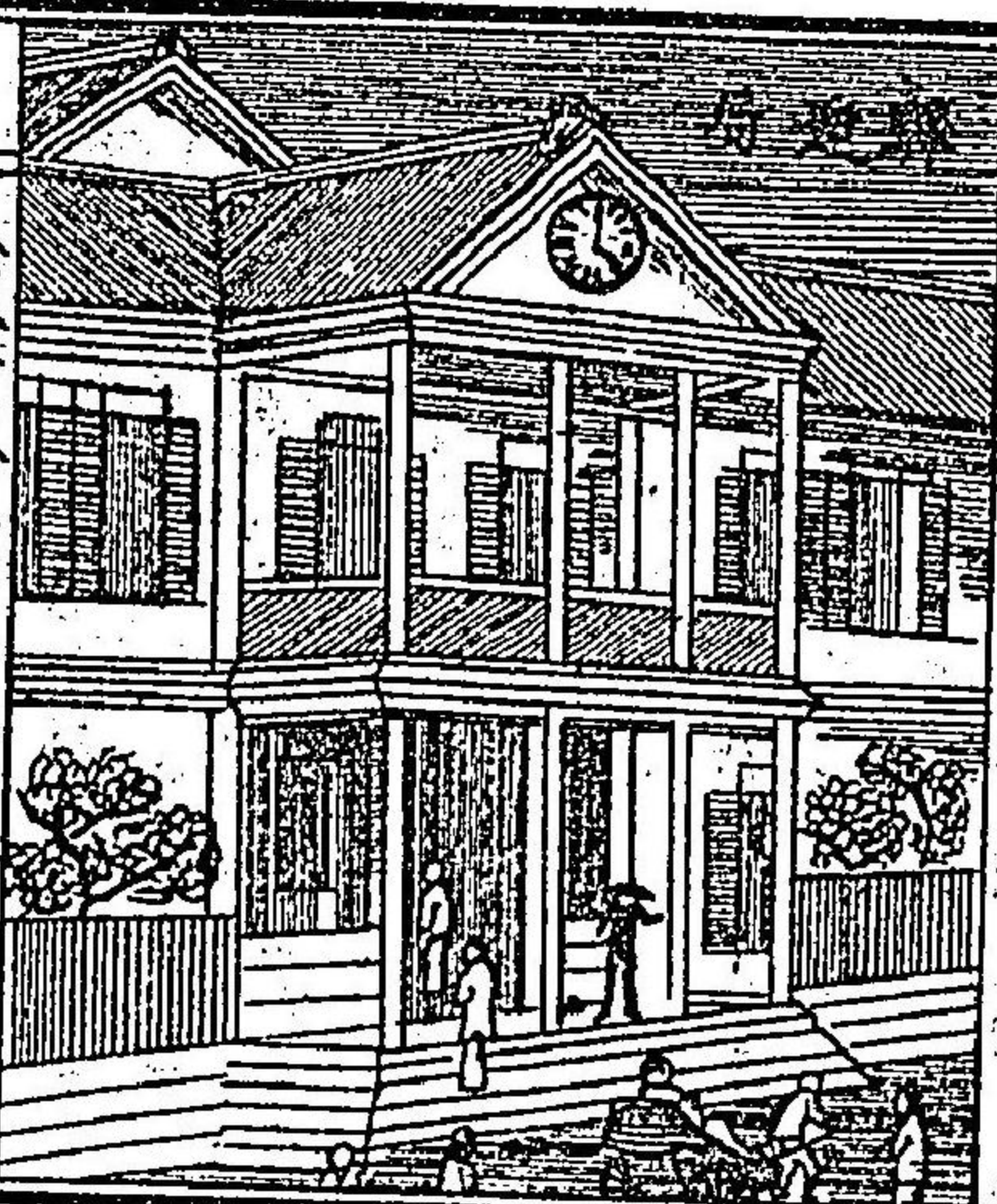
無服ノ親 姉姪子 伯叔母ノ子 従母兄弟姉妹
 異父兄父姉妹ノ子 玄孫 外孫

〇累喪

父母の忌終らぬ内小母の喪ふあふときハ母
 死去の日より十三ヶ月五十日の忌を受む
 重き忌の内不経き忌ありて其忌日終
 れバ別み忌をうくるあ及ハハ残る日
 數を受む

〇聞喪

父母ハ国を隔て日月をへて喪を聞
 その日より忌服を受け外親戚ハ
 聞日より残る日ハハの忌服を受
 る日ハハすぎて聞るときハ一日の忌を
 受む



忌服令取違へ預ケ金

三十二

④ 驛通局預金受取手續

○何身分何稼業を問へば老
少男女不拘らば一人に付一ヶ年
預け高十銭より百円まで且積
年の預け高元利合せて五百円
まで預け得べき也

○金高八十銭以上十五銭二
十銭二十五銭等の如く皆五
銭づゝ割合を以て預くべし
十一銭十七銭廿三銭等の如き
端數あるは預け得ざる也

○二十銭以上銅銭にて預
け得ざる也

○最初預け金をあま
とひるときは郵便役所
へ本人まかり出て貯金

御預り願書といへる列行しとる

書面を申受け之に姓名宿所
職業等を記し調印すべし時
より証人を立べき旨申聞了時
ハ局長其他慥ある者を以て
証人とし調印を加へて差出ら
べきこと

○本人実印無之分ハ書判を
用ひ或ハ自筆にて其姓名を
記すべし又無筆にて実印無
之者ハ代筆にて其性を記し慥
成証人を可立也

○最初預金を為時ハ其預高
月日並ニ其筋役人の姓名を記し
且其印及官印を以て証したる
通帳を本人へ渡すべし但此通帳

預け金受取渡の節照査を感るべき者故大切所持致す此通帳へ本人自ら宿所姓名を記し実印も印鑑の部へ式の如く相調すべき支
 ○其後預金の都度右通帳を持参し前の手續を以て金額其他の記載方を申請べし
 ○通帳の外ふ駅頭より預金の都度預り証書を郵便にて本人の宿所へ遣すべき付之を其金受取戻す時の証據とし大切所持致すべし
 ○本人の都合より預附の郵便局を轉じ度者は是まで預附たる局へ罷出(貯金預け附役

所移轉願書 差出すべし
 ○預金高又の其内幾分を請取戻す時は預け郵便局より手貯金受取戻願書を申請け之は金高等を書加へ其局に托して驛遞局へ差出すべし
 ○右の願書を出さず時驛遞總監の預り証書を郵便局へ返納し受取証書を受取るべし
 ○通帳も同時に差出し其筋役人の検査を受くべき支
 ○請取戻願書驛遞局に達するときは令状を本人に相渡べし
 ○右令状到着せば本人受取証書と記したる部へ姓名を記し且實印を調して之を郵便役所へ

差出し之と引換ふ金額を受取
戻すべき也

○令状を郵便局へ差出すとき
通帳を再び差出し検査を受
くべし

○預金の全高を請取戻は
るとき元利まで悉皆渡すべき
ハ勿論たりと雖も其幾分を
受取戻す時ハ元金のと相渡は
儀と心得べき也

○同志の者組合て預けたる
金を受取戻す時ハ其總代一
名ホてハ相あつば最初差出し
置たる総名の証書連印を以て
すべし若其同志者死去或ハ出奔人
之ある時ハ其親類又ハ後見

人代理人等之を受取ふ理ある
者の証書之ありし是等の人も
無時ハ其を本人の兩人或ハ其他の
戸長副より証せば自餘の同
志中ホてこれを受とり得べ
き也

○受取戻ハ本人自分ハ限り拂
渡すべしと雖も止むべき事故
ある時ハ本人自筆ホて姓名を
記し調印の上兼て立置きたる
証人の添印をあり又病氣等ホ
て自筆を揮ひぐく且実印を
も調難き時ハ醫師の証書を
副へ申立べき事

○一家の戸主ホ非ざる者預けた
るを為すハ規則を定むる証人の外

其家の戸主を証人と為すべし
預け金を受取ふも初め願出た
るときと同様の證人之有ら

○右人々状を金子受取き局へ
持参候とき姓名族籍及び其文
字の書き方迄訊問之あるべき
不付詳細相答申べし右訊問
の答明瞭あるるときハ金子
相渡さば儀と心得べし無筆不
て右の返答相成ざる者ハ其地
不於て正しき証人相立申べし

○預金利息ハ一年元金の六
分の事

○利息ハ金拾円を預くれハ一年
不付四十銭六ヶ月付三銭三厘一ヶ月
付三厘三毛の利息を得べき也

○預け金の高一円未満なる内ハ
利息を生ぜざる也

○二円以上の高を預くる者も預
たる當月より六ヶ月以内不受とり
戻す者ハ利息を附す其預高
のへ渡すべしと雖も七ヶ月不至れば
預たる當月と請取戻の本月を
除き中五ヶ月分の利息を可渡也

○通帳ハ最初預けたる月より
七ヶ月日毎不取逆局へ差出すべ
し其時ハ帳面上の金高突合を
の上利息の高をも元金として
其通へ記し規則の通計算致
し遣すべき也

○右計算の節ハ數通の預り証
書一通の証書不書替致すべし但

本人の願ふ寄り書換を不望者
ハ従前の終不差置き或ハ望の通
り書換可致事

○本人改名轉宿等給て交換
有之節其趣書面不相認め預
附の郵便役所へ相届ケ且通帳
をも認め換申出へべき也

廿九 出版御届

版權願の時ハ出版板權願と記
載す也又官位ある者ハ姓名の
傍不之を書載すへし

何某著(訳)

一書名 何冊(以繪圖ヲ
何年何月出版 本寸法

右者私(何誰)著何之吏を記
載(論述)致一切條例不背候
義無之候間今度(示談の上)

出版致一度此段御届申上候也

(猶版權免許奉願候也)

何府縣
族籍

年月日 著(訳)者 何某 印

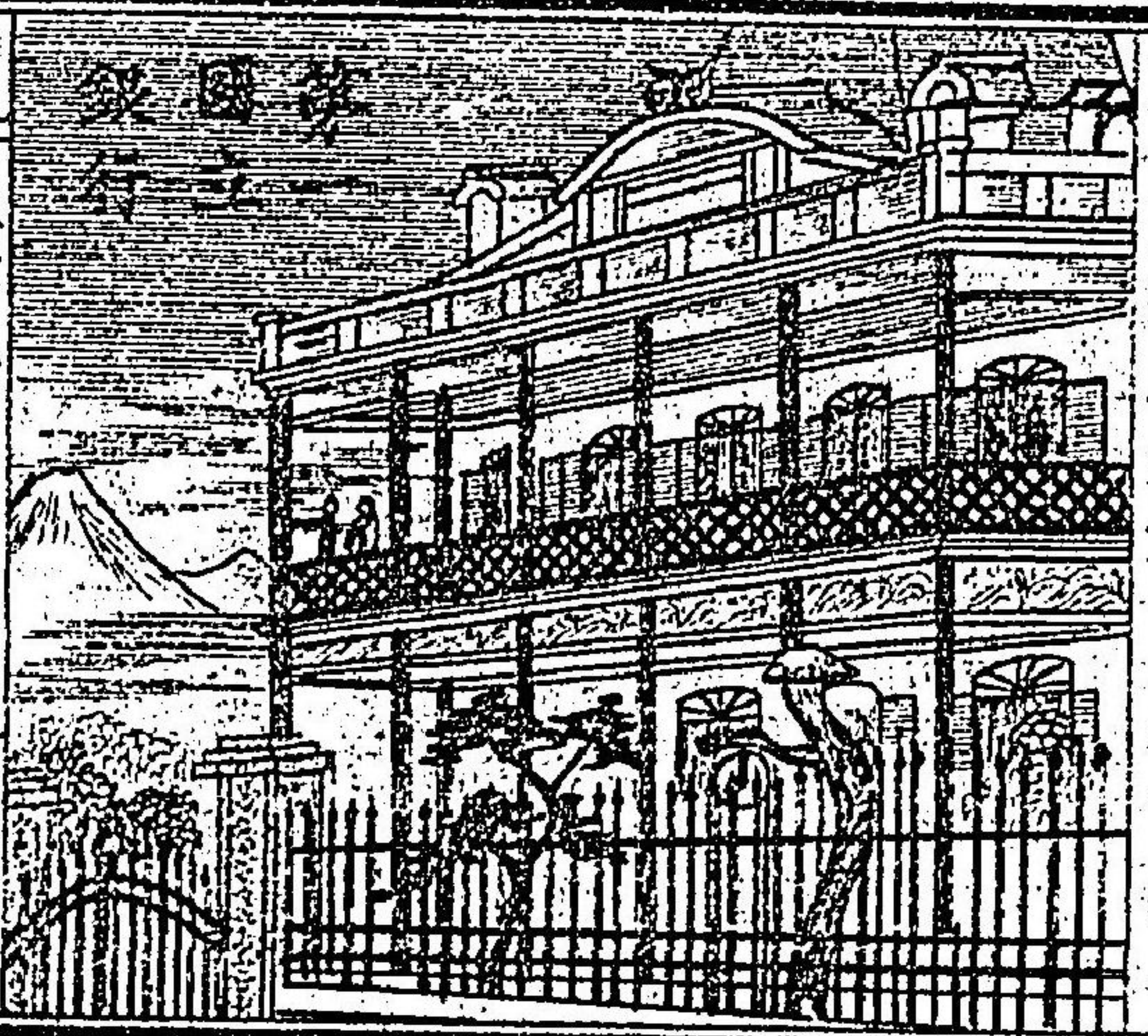
住呀

同

出版人 何某 印

住呀

内務卿某殿



③ 大日本國立銀行一覽表

本店名 資本金額 頭取

東 京 第 一	一百五十萬圓	淺沢米一
橫 濱 第 二	二十五萬圓	原善三郎
東 京 第 三	三百萬圓	安田善郎
新 瀉 第 四	三十五萬圓	八木明直
東 京 第 五	三十萬圓	有村彦國
岩代福島 第 六	三十五萬圓	阿部紀
土佐高知 第 七	七十五萬圓	由比直枝
三河豐橋 第 八	八十五萬圓	永井松吉
肥後熊本 第 九	九十二萬圓	小笠原寬
甲斐甲府 第 十	二十五萬圓	佐竹作太郎
尾張名古屋 第 十一	二十萬圓	岡尾右門
加賀金澤 第 十二	二十萬圓	木谷藤十郎
大 坂 第 十三	五十萬圓	鴻池善五郎
信濃松本 第 十四	四十萬圓	大池原重
東 京 第 十五	五十五萬圓	池田政章
美濃岐阜 第 十六	六十萬圓	渡辺甚吉
大 坂 第 十七	三十萬圓	小川久四郎
長 崎 第 十八	二十五萬圓	永見傳三郎
信濃上田 第 十九	二十萬圓	阿部彌太郎
東 京 第 二十	二十五萬圓	富田恒一
近江長濱 第 二十一	十萬圓	淺見又藏
備前岡山 第 二十二	三十萬圓	村上長毅
豐後大分 第 二十三	二十萬圓	磯辺八郎次
信濃飯山 第 二十四		
若狹小濱 第 二十五	三十萬圓	村松 外
大 坂 第 二十六	六十萬圓	今堀長吉郎
東 京 第 二十七	三十五萬圓	波忍治吉門
遠江濱松 第 二十八	三十萬圓	氣賀正一郎

伊豫宇和島 第 廿九	九十五萬圓	清水一朗
東 京 第 三十	三十五萬圓	深川克藏
岩代若松 第 卅一	十萬圓	平田次七
大 坂 第 卅二	三十六萬圓	平瀬龜之助
東 京 第 卅三	三十萬圓	川村傳兵衛
大 坂 第 卅四	二十五萬圓	岡橋治助
駿河静岡 第 卅五	三十萬圓	小林年保
武藏八王子 第 卅六	二十萬圓	谷合弥七
土佐高知 第 卅七	二十五萬圓	三浦万兵衛
播磨姫路 第 卅八	三十萬圓	岡崎真鶴
上野前橋 第 卅九	三十五萬圓	安井醇一
上野前橋 第 四十	十五萬圓	南条新三郎
下野栃木 第 四十一	三十萬圓	木村半兵衛
大 坂 第 四十二	二十五萬圓	田中市兵衛
紀伊和歌山 第 四十三	二十萬圓	愛宕直郎
東 京 第 四十四	第三國立銀行(合併)	
同 第 四十五	十萬圓	平岡照一
滋濃多治見 第 四十六	三十萬圓	西浦田治
上総幡宿 第 四十七	九萬五千圓	柳元信
羽後秋田 第 四十八	十萬圓	管礼治
西 京 第 四十九	二十萬圓	片山茂十郎
常陸土浦 第 五十	十萬圓	一色範時
和泉岸和田 第五十一	十萬圓	寺里彦三郎
伊豫松山 第五十二	二十五萬圓	加藤 彰
石見津和野 第五十三	八萬圓	多胡真強
駿河沼津 第五十四	第三國立銀行(合併)	
但馬出石田 第五十五	五萬圓	岡部雅堂
播磨明石 第五十六	十三萬圓	米沢長安
越前武生 第五十七	五萬圓	平野衛士
大 坂 第五十八	二十萬圓	富岡半空
陸奥弘前 第五十九	二十萬圓	太道寺繁禎
東 京 第六十	二十五萬圓	塩谷良翰

銀行表 三十八

統後入南水	第六十一	二十万	有馬元長
常陸水戸	第六十二	二十万	中山信微
信濃松代	第六十三	二十五万	八田知道
近江大津	第六十四	三十万	森弥三郎
摂津兵庫	第六十五	七万	矢野熊郎
備後尾道	第六十六	三十六万	天野嘉郎
羽前鶴岡	第六十七	二十五万	山岸貞文
大和郡山	第六十八	八万	青木益義
越後長岡	第六十九	三十五万	山田龍工門
山城淀	第七十	五万	岡田栄豊
越後村上	第七十一	五万	佐藤伊一郎
羽前坂田	第七十二	十六万	佐藤善二
摂津兵庫	第七十三	五万	太田資政
横濱	第七十四	四万	茂木惣兵
加賀金沢	第七十五	十万	水原清
美濃高須	第七十六	七万	吉田耕平
陸前仙臺	第七十七	二十五万	遠藤敬止
豊前中津	第七十八	八万	山口廣江
出雲松江	第七十九	十万	赤木真夫
土佐高知	第八十	十万	寺田亮
羽前山形	第八十一	六万	三浦植郎
因幡鳥取	第八十二	二十万	青木冬樹
伊賀上野	第八十三	五万	服部泰輔
加賀大野	第八十四	九万	前田幹
武藏川越	第八十五	二十万	黒須喜登
備中高梁	第八十六	八万	堀周平
豊前大橋	第八十七	十二万	柏木黙二
陸中一関	第八十八	五万	林元民
阿波徳島	第八十九	二十六万	山田樂
陸中盛岡	第九十	十万	向井長豊
越前福井	第九十一	五万	水谷虎作
全	第九十二	三十万	猪元
磐城三春	第九十三	十二万	渡辺弥右門

播磨龍野	第九十四	五万	服坂寛五
東京	第九十五	二十七万	米林依作
筑後柳川	第九十六	八万	十時文郎
肥前小城	第九十七	九万	相浦亨
下総千葉	第九十八	十二万	近藤勘助
肥前平戸	第九十九	七万	小関亨
東京	第一百	二十五万	河野晋
岩代梁川	第一百一	十一万	中村佐平次
對馬嚴原	第一百二	五万	竜田幹時
周防岩国	第一百三	八万	桂重華
常陸水戸	第一百四	十二万	原田明善
伊勢津	第一百五	八万	藤堂高泰
肥前佐賀	第一百六	三十万	口中清輔
岩代福島	第一百七	三十五万	吉野周太郎
同須賀川	第一百八	銷店	
豊後佐伯	第一百九	六万	古賀直衛
長門赤松	第一百十	六万	毛利権内
西京	第一百十一	七万	平田職教
東京	第一百十二	二十万	田中菊次郎
渡島函館	第一百十三	二十万	杉浦嘉七
讃岐高松	第一百十四	九万	宮本園九
伊勢龜山	第一百十五	七万	堀池鶴舟
越後新発田	第一百十六	十一万	五十嵐重藏
信濃飯田	第一百十七	十一万	太田傳藏
東京	第一百十八	第三十五万	銀行合伴又
全	第一百十九	三十万	村瀬十郎
下総古河	第一百二十	十方	清水次平
大阪	第一百二十一	十方	竹田忠作
伊勢桑名	第一百二十二	十五万	川澄幸時
越中富山	第一百二十三	十三万	前田則邦

銀行表

遠江見附	第三百二十四	第三十五	五圓	銀行(合保)
羽前米沢	第三百二十五	八方	圓	香坂茂富
大坂	第三百二十六	銷店		
土佐高知	第三百二十七	十五方	圓	高屋長家
美濃八幡	第三百二十八	五方	圓	平松信積
同大垣	第三百二十九	七方	圓	戸田氏寛
大坂	第三百三十	二十五方	圓	松本重太郎
河内佐太	第三百三十一	第百三十五	圓	銀行(合保)
東京	第三百三十二	七方	圓	石関利空
近江彦根	第三百三十三	十方	圓	伊関寛治
尾張名古屋	第三百三十四	十五方	圓	志水忠平
肥後宇土	第三百三十五	八方	圓	伊藤直剛
尾張半田	第三百三十六	七方	圓	片野東四郎
丹波篠山	第三百三十七	五方	圓	園田多祐
遠江三俣	第三百三十八	十五方	圓	坪井源三郎
越後高田	第三百三十九	三十五方	圓	上野貞輝
羽前山形	第三百四十	第百四十五	圓	銀行(合保)
伊豫西条	第三百四十一	五方	圓	西原社左
下総鉦子	第三百四十二	第百五十	圓	銀行(合保)
同印幡	第三百四十三	第百五十五	圓	銀行(合保)
日向秋肥	第三百四十三	五方	圓	郡司俊夫
同延岡	第三百四十五	五方	圓	関実賢
安藝廣島	第三百四十六	八方	圓	龜岡勝知
薩摩鹿島	第三百四十七	四十五方	圓	福山健偉
大坂	第三百四十八	十方	圓	山口吉五郎
淡島御館	第三百四十九	十三方	圓	淺辺亨
陸奥八戸	第三百五十	五方	圓	富岡新助
肥後熊本	第三百五十一	六十五方	圓	津田信弘
薩摩島	第三百五十二	三十三方	圓	福島巖
西京	第三百五十三	八方	圓	桂正芳

出版條例畧

○圖書を著作し又ハ翻訳して出版せんとする者ハ出版前ニ其管轄權を控申して内務省(届出)ニ
 但一社則引札等を印刷して発賣せざる者ハ此例ニあらず
 ○版權を願ふ者ハ三十年間專賣の權を享有すべし○出版届版權願とも其所在の地方廳を経由して右の願書を出さむ
 ○圖書刊成の上製本三部を納むべし
 ○版權を得る者ハ免許料として六部の定價を納むべし○版權を得んとするものハ初めより版權を願ふべし

納本添書

書名 何謹著 全部何冊
 全部定價何圓

右ハ何年何月幾日出版御届仕(版權御免許相成)候處今般刺成小付三部納本仕リ候也

年月日 何府縣族籍 何某印 住所

③ 爲替手形

記

一金何百円也

右ハ先般積送候何品幾個代價之内此度某社何某殿、為換取組候間來ル何月幾日無相違同人ハ御渡可被下候也

年月日

何国何所

縣名國名

何之誰 印

何之某殿

④ 養子貫受一札

差入申一札之事

一貫殿子息誰儀今般我等養子ニ貫受候處實正也然ル上ハ而後實子出生致候トモ跡式無相違右誰ハ相讓可申候為後日媒連印仍而如件

年月日

養父

何某〇

實親

媒人

何某〇

何誰殿

⑤ 店受狀

証

我等親類何誰義貴殿御店借用申處實正也店賃之義ハヶ月何程之取極連月何日限り無遲滯為相済可申候萬一相滯候節ハ受人之我等方不て相償可申候且右家御入用之節ハ御沙汰次第早速為明渡可申候第一

御上より之時々御布告之趣堅く

相守博奕賭之諸勝負亦賣女取

扱ハ勿論総て人奇更等無沙汰

不為致申間敷候假令親類ニ候

共無御届止宿為致問敷候共
 他不限何支故障等相立候共
 我等引受貴殿一切御迷惑相
 懸申問敷候若又受人住所替
 致候欲他國へ旅行等の節ハ
 早速御報知可申為後証店受
 書依而如件

年月日 住

受入何の誰印

店借何の誰印

家主(差配)人
 何某殿

送籍願

何府縣管下
 何郡區何町村何番地住

何之某
 生号何年何月生

妻 誰

右私儀為商業當地住居罷在
 候處追々及老衰其上癸病

稼業難管依之何縣管下何國
 何郡區何町村何之某支實子
 の儀不付引取介抱可致旨申
 候不付右何國へ引込申度候
 間全戸御送籍被下度此段
 奉願上候以上

年月日 何之某印

其二

何府縣下何國
 何郡區何町村何番地

誰
 當支何年
 何ヶ月

右者此度何府(縣)何國何郡
 區何町村何番地住居何府縣
 士族(或平民)何之某縁組
 申合候間送籍之儀奉願候上

年月日 何縣何
 何某印

品物受取

品物受取金銀受取 四十二

記

一御書簡又書札 一通

或ハ御封書一通

一何品 何許(幾色)

右正不請取申候也

或ハ照本の上正不取事あり
書くことあり

月日

何之某(何)

何之誰殿

或ハ御使中ト認む(何)

⑧ 金銀受取

記

一金何拾円也

右正ニ落手候也

或ハ確字領受○確然掌領○確
受と認る例あり通例○正ニ受
取と書(何)

月日

町村番地

何某(何)

何之誰殿

⑧ 雇人受状之支

何府縣

何国何郡區何町村何番地
何之某幾男幾女

何某

何年何月生

右之者當何年何月より向何

年何月迄志々年之間何雇(何)

差出候義相違無之候給金

之儀者金何程不取極め為取替

只今右之内何程正不取取申候

残金之儀ハ追々當人申出次第

直不御渡可被下候且期限中

御暇被下候款或ハ子細有之款

又ハ當人より暇申受候ハ御給金

差引精算相立候上て當人引取

可申候右之通約定仕候上ハ期限中

誰身分付てハ一切我等引受聊御

迷惑相縣申間敷候為後日仍而

証文如件

但し世話料之後ハ御規則之通正ニ受取候也

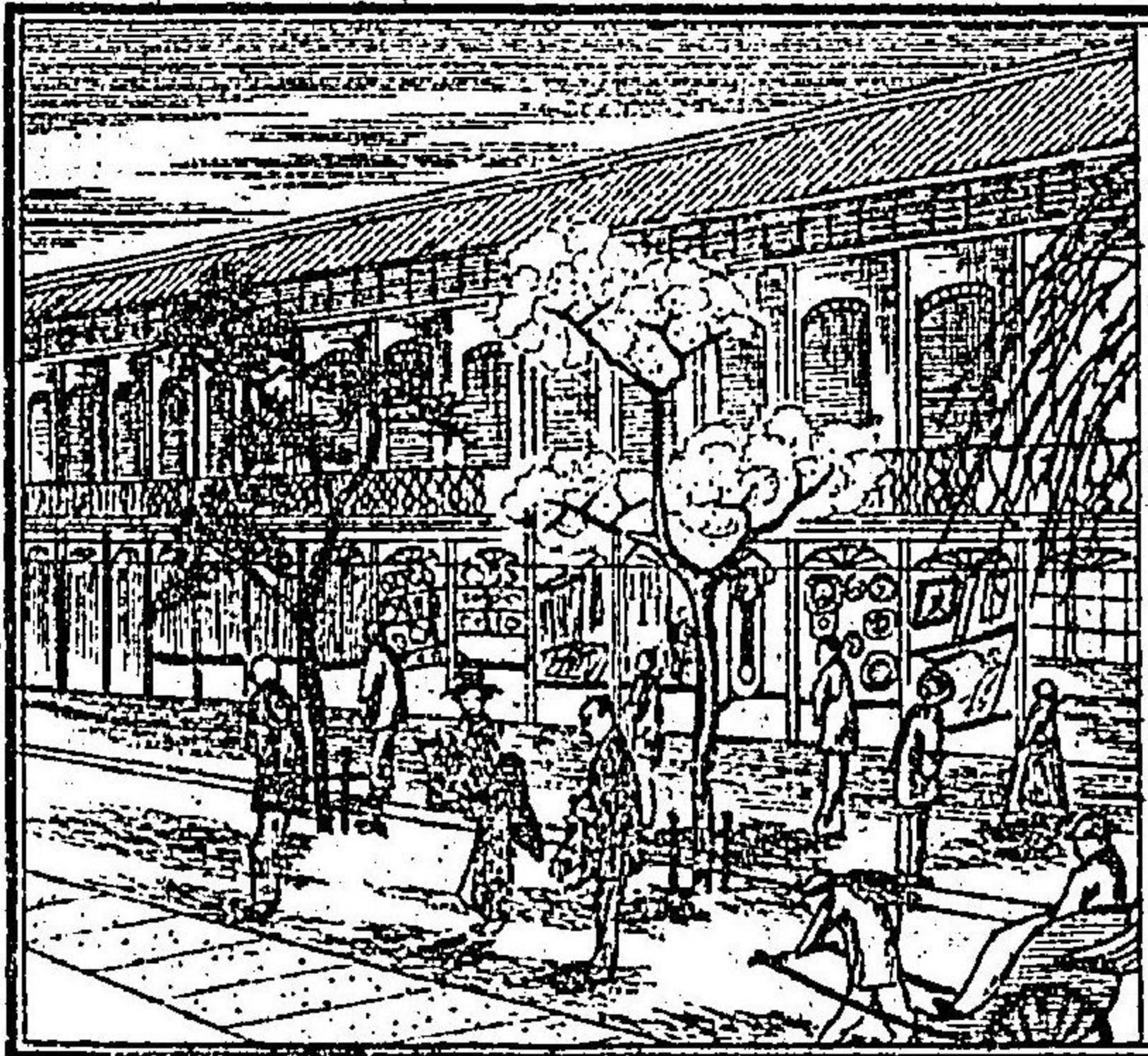
何郡區何町
何番地

年月日

何之某印

何之誰殿

○雇人受宿渡世の世話料ハ雇人雇れ人双方より給金高の五分づゝ受授申べき規則あり○期限年季弟子ハ七年雇人ハ二年極めたり



① 建家書入賃借用金の証

一金何百圓也

但し利子の美ハ元金何円何何程々毎月三日前相納可申約

右者何郡區何町村何番地子有之

候拙者所持之建家別紙朱引

圖面之通り何番より何番まで

都合幾棟今般貴殿へ書入賃

不致し書面之金口借用申処實

正也返済之儀ハ來ル何月幾日

限り元金何円何付一ヶ月金何程

宛の利分差加へ無相違返却可

致候万一相滞候節ハ書入物賣

拂速不返辨可致候且如何

様変事出来候とも借主ハ

固より受人ふて辨償致し

貴殿へ聊御損毛相掛申間敷

候尤外一書入等一切無之為
後日確証依而如件

縣名何郡或何區
何町何番地

借主何之某印

同上
請人何之某印

何之某殿

右拙者所有地不有之候建物

不相違無之候也

年号月日

右地主

何之某印

右相違無之候也

何郡區何町村
戸長

年号月日

何之誰印

印割

地所質入証文

質地之証書

一金何百圓也

此紙見地

何縣何國何郡區何町村
何番地第何号地券

表間口 何間何坪
裏行 何間何坪

此惣坪数何坪何合

此地價金何百圓券状通
年限中貸主支相渡置申候

右之地所地券状相添今般貴

殿へ質地ニ相渡し前書之金円

借用申出確正也年限之義當

何年何月より何年何月迄何

年ト相定右年期中其地徳不殘

貴殿へ御取立地租區入費等貴

殿より御勤可被成候萬一期

限ニ至リ受戻兼候節ハ御

規則之通地券証書替地所共御

引渡可申候為後日仍如件

但家作建具等ハ本文ニ相

籠リ不申候

年月日 質入主 住丹 何之誰 印
受人 住丹 何之誰 印

何之誰殿

前書之通り相違無之付

印割 奥書割印致候也

右郡區町村
戸長

年月日 何之誰 印

船賣買及書入質

○人民所有の船松を賣買し又ハ書入質と云ふことすむときハ是後書入質及賣買規則の通り持主又ハ書入主より其船の圖面と約定証書ハ本船管轄の戸長の公証を受くべし若し右の手づきを為さるゝみ於てハ其約条証文ハ裁判上通例の貸借証文と見做すべし

地券書替願裏書

表書何誰所持之地所今般

何某讓受候付地券御書替

何某御渡被下度仍而双

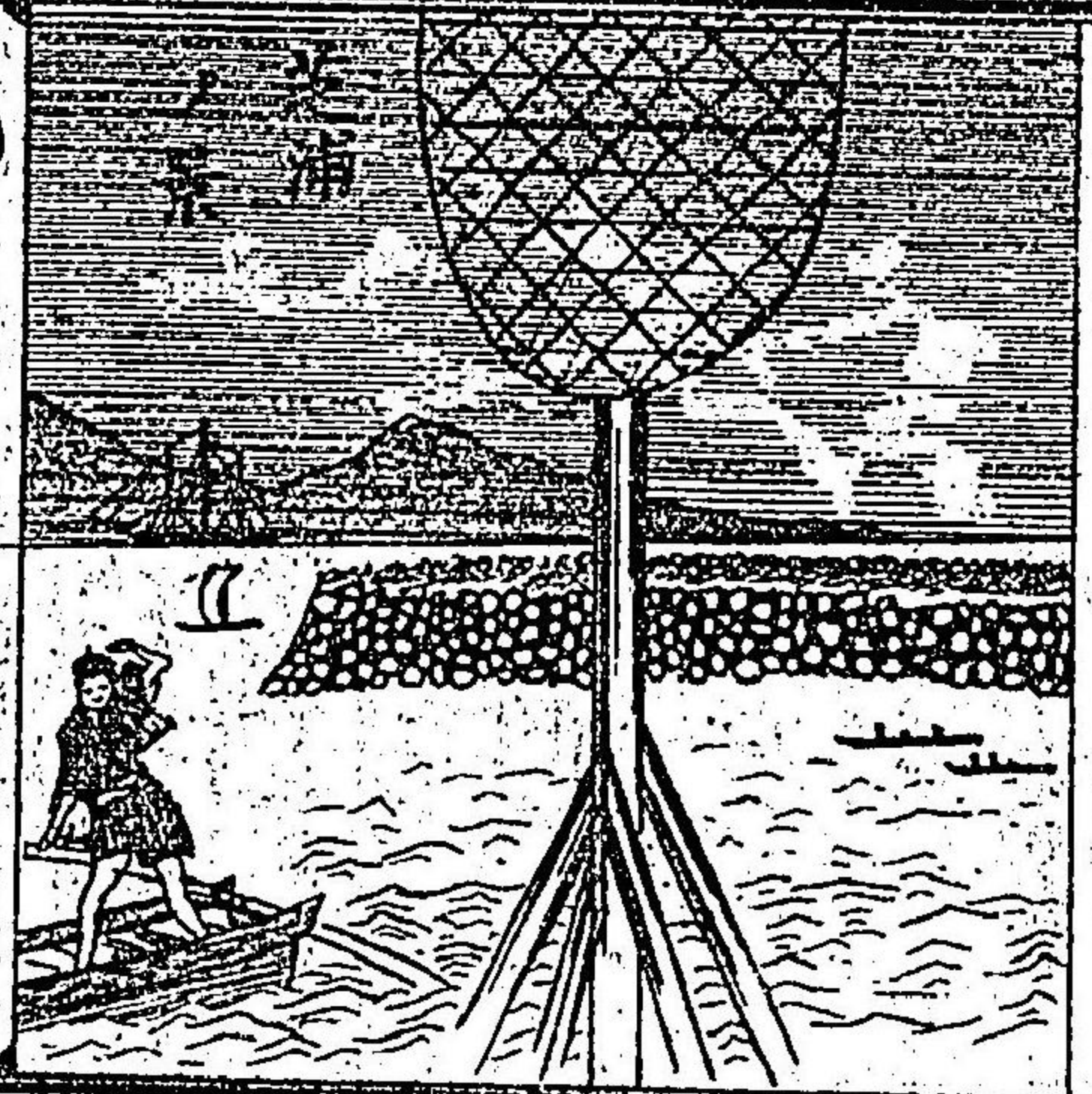
方連印奉願候以上

年月日 表書持主 何之誰 印

新持主 何之誰 印

何郡區何町村
何番地主借

戸長 何之某 印



建家賣渡証書

建家賣渡証

何郡區何町村何番地の月
一瓦葺二階造建家一棟
間口何間
奥行何間
北坪何坪

代金何圓也

建家賣渡檢札引換 四十六

右別紙圖面之通我等所有之建家前書之代價を以今般貴殿江賣渡金圓正ふ落手候也此建家付他より故障等一切無之候若万一故障相生候時ハ私共引受貴殿江聊御迷惑相拭申間敷為後日賣渡証依而如件

年号月日

賣主 何之誰

証人 何之誰

何之誰殿

地主及戸長割印前の通り

⑤ 損札引替願

一金何拾圓

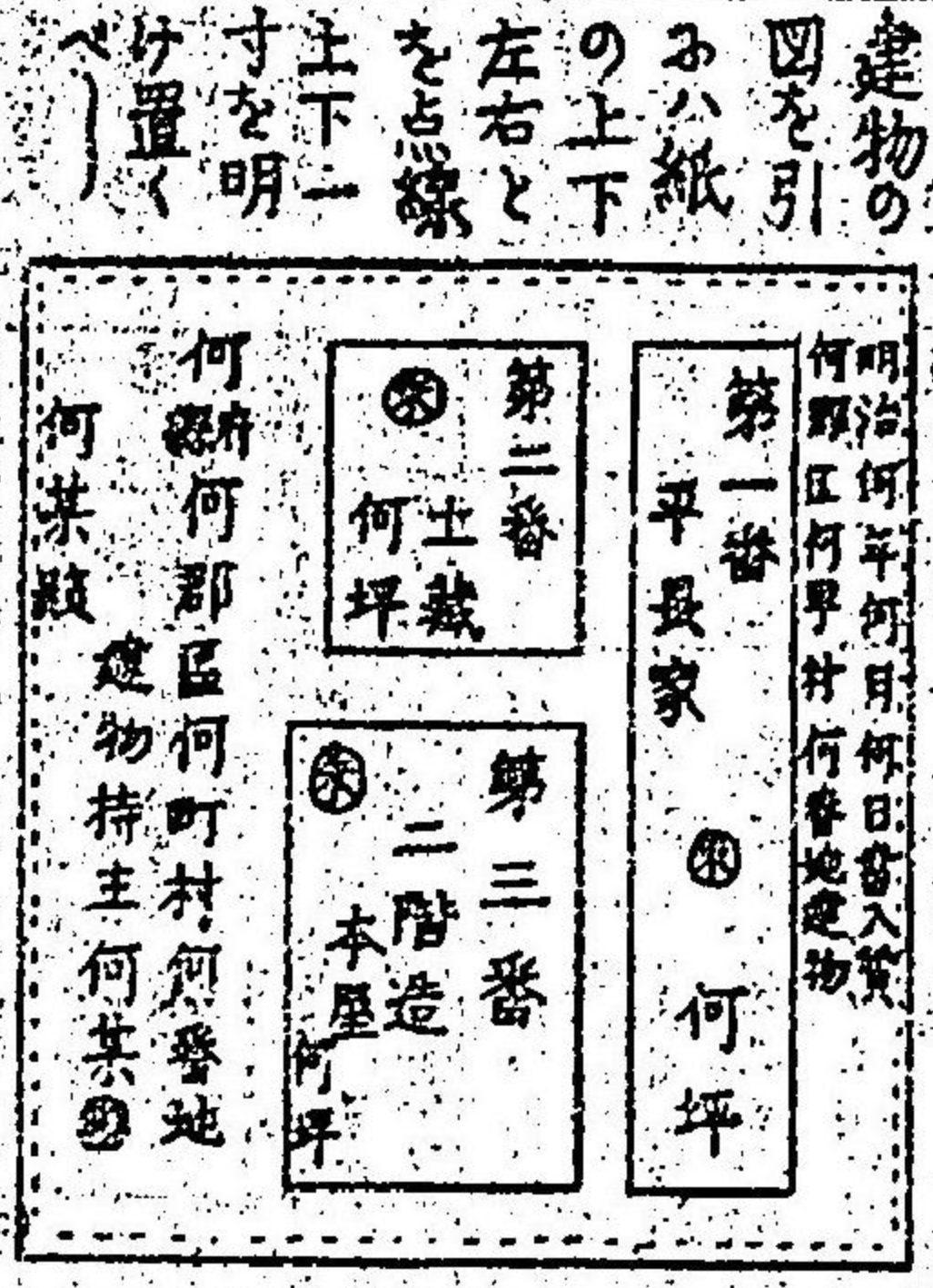
右者損一有之通用仕兼候間御引換之程奉願候也

年月日 何之某

④ 建家賣買書入賃規則

○自身の地所ある建物賣渡し六書入賃とあり者ハ其証文と圖面ハ戸長の奥印刷印を受くし又借地建てる建物の証文ハ地主の奥書を受たる上りて戸長の奥印刷印を受くし○買受人ハ自身又ハ代人を以て戸長の役場へ至り以上の如く手続をあらはし若し此手続をある証書ハ建物買受又ハ書入賃あり通例の金銭借用と同ト其四面の引さ方尤の如し

書式 用紙美濃紙



建物の図を引
 第一番 平長家 何坪
 第二番 土蔵 何坪
 第三番 二階造 本屋 何坪
 何郡何町何村何番地
 建物持主何某殿

書式 若し一枚の紙ふて欲き時ハ何枚の紙を合せ紙の裏

お繼目印を押すべし

明治何年何月何日書入賃
何郡區何町何番地建物

第一番 何坪

第二番 何坪
第三番 何坪
書入賃之 本屋

何郡區何町何番地
何誰殿 建物持主 何某

啓へ、四圍の如く朱引の建物のこゝろ、第一番第二番合せ二棟を書入賃とあり、ときハ其旨を証文に記入し、他の建物ハ墨引みて書入賃の外ありと記し、圖と共に賃取主の渡すべし（但し四圍の寫杖を其區役所に出し置くべし）

書式 第二

建物書 何年何月何日

入賃記 何年何月何日何郡區何町
何番地の何番の建物を何の
某より買受（或ハ讓受）候也

買受又ハ讓受の契を
書きた
の法
何郡區何町何番地 住居
何某

書式 第三

朱ニテ

何年何月何日

何郡區何町何番地
何番の建物を何某より
何某へ書入賃と爲し

何年何月何日
朱ニテ 朱テ戸長 何某印

何年何月何日

建物書
入賃記
載帳
焼失流
亡等の
契を書
きたむ
の法

○書入賃と爲したる建物焼失流亡等小至りし時ハ建物所持主又ハ代理人より遅くとも七日内ハ其起を書面不記し戸長役場へ届出すべし戸長役場ハ於てハ建物書入賃記載帳の番号を引合せ朱ふて点合をかじ焼失流亡等の起を畧記し年月日を記し戸長の実印を押すべし○書入賃の建物焼失流亡等小至りしときハ代り賃を受け取る契を得べし若し借主代り賃を出すことを肯せ代り又ハ出さざるべきハ返済期限内といへども元利返済を求るの許を爲すことを得べし



⑤ 地所書入証

地所書入借用金証書

一金何百圓也

此書入地

何國何郡何村

字何々地券第何号

一何地何反何畝步

此地價金何拾圓

右何之誰所持之地所書入致

前書之金円正借用申処實正

也期限之儀當何年何月より

向何年何月迄何々年下相定候

尤地租區入費共私方より相勤の
 利足之義ハ何程と相定毎月或
 八年何度無相違相納可申候
 萬一期不至り返濟致兼候節ハ
 地所引渡し候共又ハ証人より
 辨金致し候共聊貴殿へ御損
 毛相掛申間敷候為後日確証
 如斯候也

但一家作建物ハ本文ニ籠り
 不申候

住所
 書入主 何之証印
 年月日 住所

証人 何之証印
 何之誰殿

印割
 右相違無之候也

右戸長
 何之誰印

⊖ 地券預り証書

何国何郡區何町村何番地

一問口何間
奥行何間

此坪數幾坪或ハ何反何畝

券金何百圓也 地券第何号

何府縣何郡區

何町村何番地主

持主 何某

右誰所持之地所質地不受取

金何百圓用達候 前書券

状志通年期中借主謬方より

預り申候返金之節無相違相

戻可申候為後日依而如件

年月日

住所

右預り主 何之某 ⊕

何之誰殿

⊖ 地所規則畧

○借主より貸主へ地所と証文とを渡し
貸主其作徳米を以て貸金の利足

み充るを地所賃入といひ○貸主へ地所
引當の証文のを渡し借主みて作徳
米を取扱ひ貸主み其幾分りを利足み
充て又ハ金を以て拂を書入といひ○地
所賃入ハ地券を相渡し年限を三
年より永くすべし○書入ハ地券を
渡す及ハ年限も双方の相對不す
べし○賃入の地所ハ金主方其地所耕
作致す苦み付地租諸役とも金主み
て相勤め書入の地ハ地主みて相勤めべ
き支○書入賃入証文ハかちりハ
戸長の奥印美お割印を取るべし若し
無之ものハ裁判上証拠相あらずハ
○賃入書入の地所期限に至り相談の
上地所を引渡すときハ旧地主其地券の
裏み金主へ引渡すべき旨相認め其地
の戸長加判の上地券書替可願出支
○遠方の地所を賃み取り候節ハ其現
地の町村へ金主の名代人相定地租諸
役とも差支あく相勤むべし

⊖ 借用金之証書

一金何圓也

右者無據要用ニ付書面の金圓

借用申出實正也返済之儀ハ向

何月幾日限リ元金何円付一ヶ

月金何程之利足相加(或ハ毎月

幾日元利共無相違可致返濟
候万一及遲滞候ハ証人引受
此度可致返辨候為後日借用
證書仍而如件

何郡區何町村何番地
士族平民

年月日 借主 何之誰印

証人 何之誰印

何之誰殿

⑤ 手附金之証

一何品 幾個或公幾品

此代價金何程

右之金額子賣渡候御約定
みて内手着金して金何圓
正預リ申置候也然る上六未
何月幾日迄不殘金と引替御
渡し可申候若此期限相違致

候ハ我等方小て進退致し
手附金等返却不致候石比
品他方賣拂不申中小候ハ其
節御熟議可申候以上

年月日 何町 何之某印

名宛

⑤ 預リ金之証書

一金何圓也

右之金因正預リ候處實正
也右流肩致候約條付元金
拾円付一ヶ月金何錢宛の利
息毎月幾日限リ相渡し可申
本金御入用之節ハ何時ニ而モ
相渡可申候為後日預リ金証
仍而如件

年月日 預主 住平 何之某印

証人 何之誰

何之某

借家并借地之証

借家証

貴殿御差配候建家間口何間
奥行何間此坪數何坪有之且造
作付拙者借受住居致候処実
正也右為敷金金何円只テ入
置店賃ノ儀八月々三十日限リ無滞
可相納若一ヶ月も滞候ハ此敷金
の内を以て御引去リ不足相立候ハ
受人の何誰方より及辨償右の
産を以て店引拂可申候御布告
の儀ハ勿論町規則此度相守可
申候若店御入用の節ハ三ヶ月
の内無異儀立退可申候其砌一

言の苦情申間敷候為後日店受
状依而如件

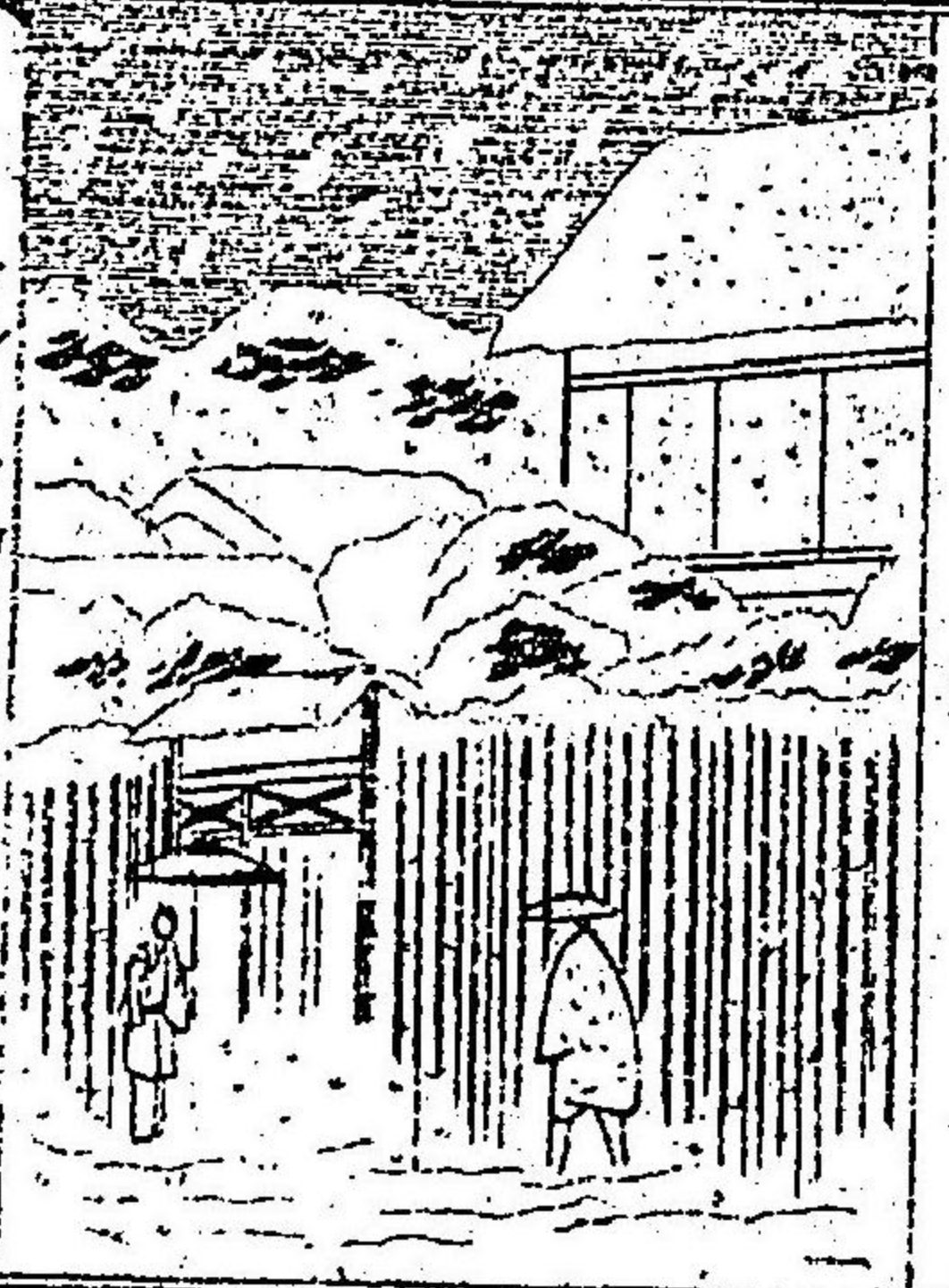
何臣何所付番地

何之誰

何之誰

差配人

何誰殿



隠居家督御届

私儀及老衰候付隠居仕何男

誰ハ家督相續為致度候間戸籍

面御改被下度此段及御届候也

年月日 住所 何之某○

右等ハ願書不致す処有之ニ然し
今ハ士族の外ハ概届書ありし

遺失物御届

遺失物御届

- 一 何品 何箇
- 一 金物何々或ハ紙
- 一 金何円

私儀昨幾日何時頃何所

何郡區何町何番地何某方へ

罷越候処途中何町何所

辺近の間ふて遺失仕候間此段

御届申上候也

年月日

何区何町何番地

何之誰

高標條例 太政官布告

第一條 商標農商務省の商標簿ニ
登録を経る時ハ其所有主於て登録
の日より十五年間之を專用するの權
を有すべし。○商標を專用せんと欲す
るものハ願書不見本あるハハ明細書
を添へねがひ出づべし。○願出日附

より二月間之を留置を其間ハ此と
抵觸すべき願書到達せざれば之れを
登録すべし。○尤の商標ハ登録を
願出るときを得ば。○已ハ登録せる
商標と同一又ハ相紛ハキ商標不
して同一種類の商品小用ゆる者

○ニ地名人名家号會社名のハを
以てする者又ハ商品普通の名称或ハ
内外國の旗章のハを以てするもの
○三 同業者普通小用い又ハ商業上
慣用せる目印を以てする者。○四 新ハ
使用する商標小一て本条例頒分以
前より現ハ使用者ある商標と同一
又ハ相紛ハキ商標を同一種類の

商品小用ゆる者。○登録商標主
其專用年限中轉籍轉居又ハ
氏名を交換したるとき及び廢
業し又ハ休業一ケ年小及びたる
時ハ三ヶ月以内ハ之を届出づべし。○登
録商標專用年限中其相統者小
於て其業を相統したる時ハ三ヶ
月以内ハ之を届出づべし。○登録商

標主其商標の其專用權を他人
小讓与又ハ分与せんとする時ハ更ハ其
登録を願出づべし但專用年限ハ最
初登録の日より通算すべし。○登録商
標を他の種類の商品小兼用若クハ
轉用し又ハ之を改正せんとするときはハ
更ハ其登録を願出づべし。○前項の場
合ハ於てハ第三條ハ依て處分すべし。

○登録商標專用満期の後之れを
統用せんとする者ハ満期三ヶ月前

不更其登録を願出つべし。登録証を毀損遺失したる時、其再渡を願出つべし。尚標を登録せし後、第五條に觸れ又登録願書及び見本明細書不相違の事實あることを發見したるとき、其登録無効不歸し登録証を返納せしむべし。

⑤ 道中記

東京日本橋より府縣元標至九里程
 京都府 京都三条大橋東海道 百廿里余
 大坂府 大坂高麗橋京都經 百廿三里余
 神奈川縣 横浜本町神奈川經 八里余
 兵庫縣 神戸市場町京都經 百廿三里余
 長崎縣 長崎外浦町京都經 百廿三里余
 新潟縣 新潟本町 八十九里余
 高田經 百八里余
 埼玉縣 浦和中町中山道通 六里余
 千葉縣 千葉本町市川經 十里余
 茨水縣 水戸市軒町土浦通 廿九里余
 群馬縣 前橋連雀 熊谷及七 廿八里余
 栃木縣 栃木倭町小山經 廿三里余

三重縣 揭示場 四日市 百廿里余
 愛知縣 名古屋鉄炮町 熱田 九十里余
 静岡縣 静岡呉服町 東海道 四十六里余
 山梨縣 甲府綿町 甲州道 三十五里余
 滋賀縣 大津上京町 東海道 百廿里余
 岐阜縣 岐阜白木町 名古屋 百三里余
 長野縣 長野大門町 中仙道 五十八里余
 宮城縣 仙臺大町 陸羽街道 九十二里余
 福島縣 福島上町 陸羽街道 七十里余
 岩手縣 盛岡緋屋町 仙臺 百十里余
 青森縣 青森米町 仙臺經 百九十里余
 米沢通 百二里余
 山形縣 山形七日町 全 九十四里余
 秋田縣 久保町大町 全 百五里余
 福井縣 福井照上町 名古屋及 百四十里余
 石川縣 金沢尾張町 高田經 百廿七里余
 名古屋及 百六十三里余
 島根縣 松江堅町 京都及津 二百廿三里余
 山形經

街路取締規則

一 條 凡て下水外に招牌標旗物干等を建設するを許さず

二 條 街燈を建設するは下水際より一尺迄に限るべし

三 條 日除張出し及び物品排列するは下水際(入道車道)區別ある場

に家屋土基際より二尺迄しかきり

四 條 使用せざる荷車諸車を置くは檐下又は垣根等によせ往來の妨害を予め

五 條 街道を沿つたる地を新築其他の物品を積置くとときは高さ九尺以下に限るべし

六 條 左の諸件に於て其場の四面を添へ該地所轄の警察公署へ願出すべし

一 二条の建設をせんとする者

一 三条五条の場合に於て己むを得ば制限外に及ぶ者

一 街頭に於て荷拵又は木挽をかきんとする者

一 工事のため枕木土石等を街頭に置き或は板圍ひ足場等を設ける者

一 家屋土藏等甲地より乙地へ引移すため街路を通過する者

一 十三年三月取消

七 條

八 條

樹木土石等運搬の節不得止一夜以上街路を停り置くとき其旨巡行の巡查へ申告すべし

九 條

街路に沿ふたる地を竹木を貯ふる者必し鉄鎖又繩索等を以て嚴ふ之を纏繞し願仕せるやう注意すべし

十 條

家屋垣根等腐朽壞敗し又は瓦石の墜落せんとし危險の虞あるものハ速に修理又は改造すべし

十一 條

屋上又は檐端等に物品積載するときは墜落せざるやう防禦を嚴みすべし

十二 條

三条四條八條九條十條十一條の場合に於て通行の妨礙とあるべきもの又は墜落の虞ある者ハ直に取除くべし

十三 條

免許を不得猥り床店散賣張を建設し又は人寄をおし通行を妨ぐべからず

十四 條

諸荷物を負担し休憩するハ路傍を避け通行の妨をあたへべからず

十五條

街路中央み竹立し或ハ小児を
放歩せしむべからず

十六條

紙鳶を揚げ羽子をつき及ハ獨
樂球蹴弄して通行の妨げを
あはべからず

十七條

車馬道區畫中ハ仮馬車道を
除キ車馬の外往来をあはべ
らるべし

④ 地券証書替印税

金二円以下

壹 錢

金二円以上

十円二分
五割の割

金百円以上

五十錢

金二百円以上

壹 円

金五百円以上

壹円廿五錢

金千円以上

壹円五十錢

金二千円以上

二円五十錢

金五千円以上

三円七十五錢

金一萬円以上

五 円

但ハ家督相続濟ハ金高キ保ツル
ザルニテ

⑤ 勸解願心得并書式の畧

○ 民事の訴訟金額十円以下

○ 刑事の訴訟懲役三日以下

○ 勸解を乞ふ者ハ訴状を作
る及直ニ該廳ニ願出
ベシ

○ その事由を陳述するを得ベシ

○ 勸解ハ双方とも必ズ本人
自ラ出頭スベシ(但ハ疾病及
故等マテ已を得ざるときハ代
人として親戚又ハ定りたる雇
人を出スベシ)

○ 凡そ民事ニ係るものハ金額
多少寧ろ輕重ニ拘らズ訴訟
人の情願ニ任セ勸解スベシ

○ 無証據并ハ丁卯前
の貸借出
訴期限過タル者といへども勸解

すべき事

○凡そ裁判所の呼出を受ける者疾病等の事故ありて遅参又ハ不参も其時其事故を詳記し呼出期限迄ハ其裁判所に届出べし若し右期限を過て届出らざらば無届よて遅参不参もるときハ裁判官み於て直ニ五元以上十円以下の罰金を科せべし

○勸解を願ふんとする者ハ左の書式を倣ひ半紙一枚ニ折リ認め被告所轄の區裁判所の口詰へ差出さべし其時其御課より罰紙下げらるる故に名前書書の通り認めて出さべし其時御掛りの姓と番号と示さるる故に和同相待

ときハ御呼出のみならず但し委任状を
持参さべし
代られ

何町何丁目何番地
原告人 何之誰
貸金滞り
品物取戻
約定違表
其外何々
元金何十円
利子金何円
合計金何十円
被告 何之誰
明治何年何月日

但し二度目出願ハ出さざらば及むす

○願の筋御聞取被告への呼出状を御渡し相成る時ハ早速被告へ相渡し左の証を取らる事
半紙一枚に認む

一御呼出状
一通
右正ニ受取申候明何日何所區裁判所へ我等より御状返納可仕候依而受取証如件

何區郡
何町何丁目何番地
明治何年何
何之誰殿
何之誰

右ハ原告方ハ為念取置迄ナリ

○御呼出の日被告人不参せし
なれハ不参の旨と御係り申
不参付御呼出願と左の通
認め訴所口へ差出さべし

半紙一枚認む

第何千何百何十号
何の何某殿御掛り

不参御届 何町何丁目何番地
御呼出願 被告人何之誰
右者本日延期(御喚出)當日不参在
候付明何日本人御呼出被下度
奉願上候以上

何町何丁目何番地
原告人何之誰

東京何區裁判所
判事補何之誰殿

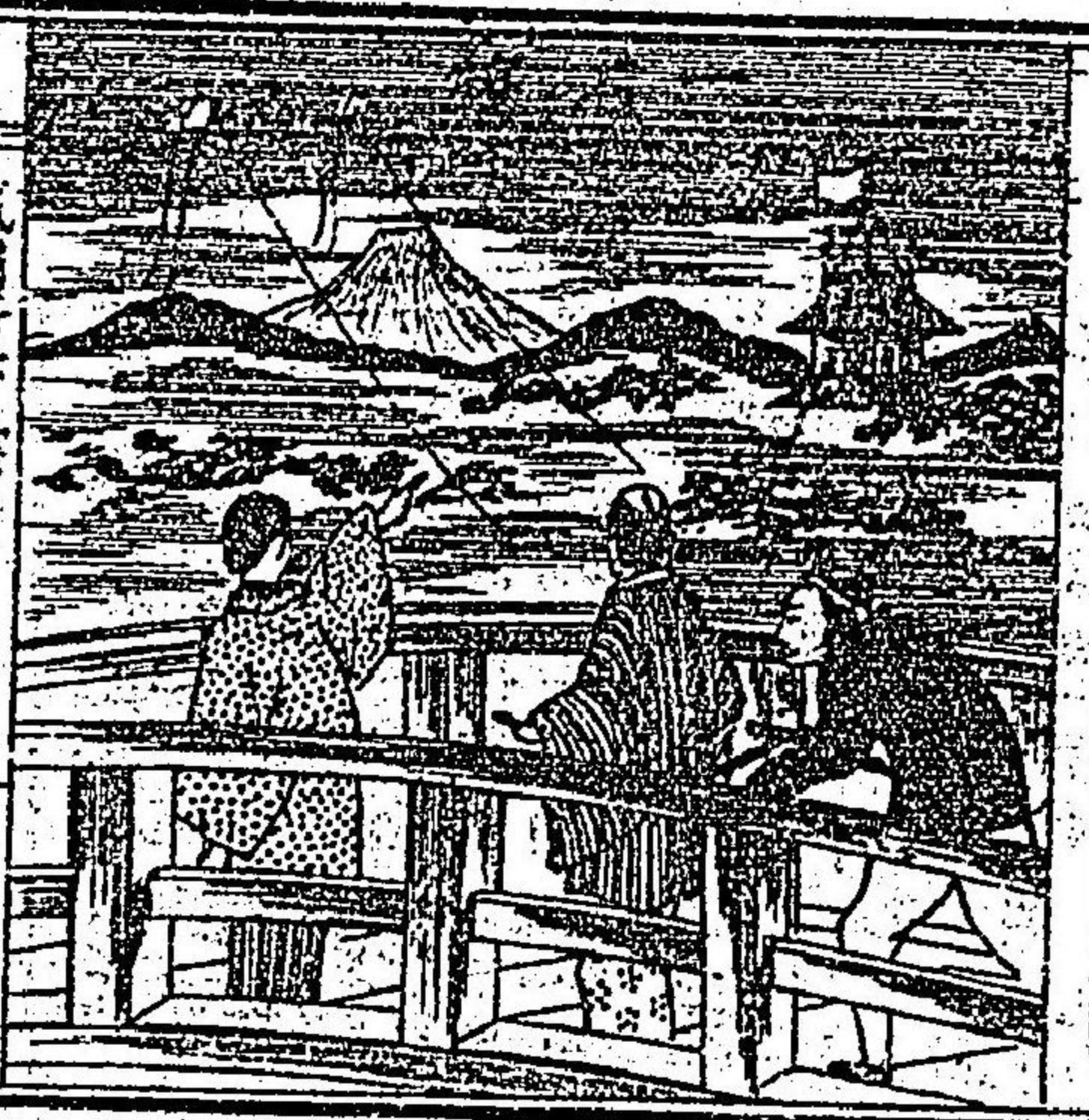
○濟口となりたる節ハ左の通

認め訴所口詰へ差出さべし

第何号 何區郡
某殿御係り 何町何丁目何番地
貸入金滞 原告人何之誰
品物取戻 勸解濟口御届
約定違突 何々
何々 何區郡
何町何丁目何番地
被告人何之誰

私共何々之儀御勸解奉願御説
諭ニ基キ濟方相成候間此致御届
申上候以上
年月日
何之誰
何之誰

東京何區裁判所長
判事補何之誰殿



本郷	林町	二長町	眞葛町	巴町	築地	東京區裁判所管轄										東京府	地方管轄	東京府	地方管轄										
						鹿見島鹿見島縣	長崎縣	福島縣	弘前縣	松江縣	松山縣	神戶縣	大坂府	新瀉縣	名倉縣					水戸縣	東京府	熊谷縣	橫濱縣	熊谷縣	靜岡縣	松本縣	京都府	金澤縣	高知縣

上等及地方裁判所分轄表

<p>陸軍省</p> <p>○總務局 ○人員局 ○砲兵局 ○工兵局 ○會計局 ○近衛局 ○士官學校 ○士官學校 ○士官方面 ○教導團 ○軍醫部 ○本病院 ○裁判所 ○軍馬局 ○病院 ○監業部 ○米穀本部 ○鐵道</p>		<p>海軍省</p> <p>○軍務局 ○會計局 ○主船局 ○水路局 ○医務局 ○兵器局</p>		<p>大藏省</p> <p>同 大寺町壹丁目</p> <p>○租稅局 ○關稅局 ○商務局 ○國債局 ○検査局 ○出納局 ○造幣局 ○印刷局 ○常平局 ○記録局</p>		<p>內務省</p> <p>○勸業局 ○郵便局 ○警稅局 ○地理局 ○戶籍局 ○社寺局 ○土木局 ○衛生局 ○圖書局 ○博物館 ○會計局 ○庶務局 ○取調局 ○往復課 ○博覽會</p>		<p>外務省</p> <p>寶田町二番地</p>		<p>元老院</p> <p>麹町區祝田町</p>		<p>太政官</p> <p>赤坂皇居内</p> <p>○內閣 ○大政官 ○法制部 ○會計部 ○軍務部 ○內務部 ○司法部 ○外務部 ○賞勳局 ○會計検査院 ○修史館</p>		<p>官省諸局</p>	
---	--	---	--	---	--	--	--	--------------------------	--	--------------------------	--	--	--	-------------	--

○東海鎮守府○造松所○兵學校 ○裁判所○東海承兵本官	○文部省 ○東京大學校 ○大坂專門學校 ○同外國學校 ○師範學校 ○女子師範學校 ○體操傳習所 ○教育博物館	○工部省 赤坂區葵町 ○書記局○會計局○檢査局 ○倉庫局○鐵道局○鑛山局 ○電信局○工作局○燈臺局 ○管轄局	○司法省 麹町區公會町二百 ○檢事局○判事局○民事局 ○大審院諸裁判所	○宮内省 赤坂御門内 ○式部寮	○警視廳 鍛冶橋内	○諸車稅 但東京府	○馬車三疋以上 一年 金三四	○同一疋立 同 金二四	○荷積馬車 同 金一四
-------------------------------	--	---	--	-----------------------	--------------	--------------	----------------------	-------------------	-------------------

○人力車二人乘 同 金二四	○同一人乘 同 金一四	○牛車 同 金一四	○荷積大七八 同 金一四	○同中小車 大六以下 同 金五錢	○自轉車 同 金一四	無稅	○陸海軍省軍車用車	○耕作一途に用ゐる荷車	○煙草稅則 六月以前の 新調七月以後の破壊 全年分納稅 六月以前の破壊七月以後の新調 半年分納稅	○營業稅	煙草卸賣 一年 金十円	全小賣 全 金五円	營業鑑札 一枚 金二十錢	出賣及仕入鑑札 全 金十錢
---------------------	-------------------	-----------------	--------------------	---------------------------	------------------	----	-----------	-------------	---	------	-------------------	-----------------	--------------------	---------------------

⑤ 製造煙草印紙稅

○ 煙草代價 印稅一厘

○ 同 十支以下 印稅五厘

○ 同 二十支以下 印稅一錢

○ 同 三十支以下 印稅二錢

○ 以上總て之ヲ準シ印稅增加セバ
葉煙草ハ總て印紙を用ラズ及ズ

⑥ 郵便規則略表

内國通して用ゆるもの

書狀 壹封目方三匁迄 二錢

之 全四匁迄 四錢

部 全六匁迄 六錢

右の割合を以て二匁毎ニ二匁づ
増加ス郵便局ニ在ル無キ在村
へ目方二匁モラシ一封印書
表づ増加ス

新 寄附目方十匁迄全國通一錢

之 全 三十匁迄 同二錢

右の割合を以て目方十匁毎ニ一
匁づを増ス

定時刊行物の目方四十八匁迄ふ
限ル其余ハ書籍ニ同

書籍 目方八匁迄 二錢

并 見本 全十六匁迄 四錢

右の割合を以て目方八匁迄毎ニ
二錢を増ス

たがき 内國通 一錢

別 東京府内 十匁引立
朱引外共 十錢

配 一等郵便 局有之地 八錢

二 二等郵便 局有之地 五錢

三 第三等郵便 局有之地 三錢

一 書狀を差出ル方ニ郵便切手
を張ラザルときハ届先ニ二倍
を拂ふべし

一 大切の郵便物の定稅の外一封毎
六錢づの手續料を切手ニ張リ
朱ニ書留と記シ郵便局へ渡
シ請取をとるべし之を書留と
いふ

一 至急用の時ニ朱ニ別配達と記シ
定稅の外上ニ記シ別配達の料を
切手ニ張ルべし此手續を為サ
ざる者ハ皆平常郵便物の取扱ナリ

一総て上木の書物印刷したる直段書
 或は廻文馬真繪また本業品の見
 本等同業へ送る外開封なほ以上
 記せる割合にて輸送を真実
 紙取る限る且一箇の目方二百目を
 限る
 一金子入書状ハ其封印を証として
 受取渡をべし故に差出を者ハ必
 ず封目へ三ツ以上の印を押さる
 一郵便局無之地へ差出るときは別
 三銭の配達料を拂ふべし

⑦十 金子入書状賃銭

金高	五圓	拾圓	二十圓	三十圓	五十圓
東京内	五厘	二銭	三銭	四銭	五銭
廿五里内	三銭	四銭	六銭	八銭	十銭
五十里内	四銭	五銭	七銭	十銭	十二銭
百り内	六銭	七銭	十銭	十四銭	十七銭
百五十里内	八銭	九銭	十二銭	十六銭	二十銭
二百り内	十銭	十一銭	十四銭	十八銭	廿二銭
三百り内	十二銭	十四銭	十八銭	廿二銭	廿六銭
三百外	十五銭	十七銭	廿二銭	廿六銭	三十銭

⑧ 郵便爲換

○爲換ハ日々午前十時より午後四時
 迄○目方ハ隨心定額の送賃を拂ふべし
 金五圓迄 五銭 全拾圓迄 八銭
 金廿圓迄 十二銭 全三十圓迄 十五銭

○爲換証書一枚の金高三十圓限りの支
 ○爲換の事ハ郵便局或ハ郵便局へ差
 出を書状ハ何通までも何度までも無
 税なり○爲換相渡返却期ハ其爲換
 証書を渡せし時日より三ヶ月間
 ○東京市内金子入書状の往復を聞き
 其配達料ハ規則第七十七節金子入書
 状送送料の内二十五里以内の半額と
 定む但し配達の儀ハ内国通運會社
 としてとりあつたとき候ハ付送國
 の分ハ各地さし立定日よるとり東
 京ハ受附の翌日配達相なるべし
 事

⑨ 通運會社金子送送料

金高	五圓迄	十圓迄	廿圓迄	三十圓迄	五十圓迄
凡廿五里以内	三銭	四銭	六銭	八銭	十銭
凡五十里以内	四銭	五銭	七銭	十銭	十二銭
凡百里以内	六銭	七銭	十銭	十四銭	十七銭

百五十里以内	八匁九匁	十匁十匁	十匁十匁
二百里以内	十匁十一匁	十二匁十三匁	十二匁十三匁
三百里以内	十二匁十三匁	十四匁十五匁	十六匁十七匁
三百里外	十五匁十六匁	十八匁十九匁	二十匁二十一匁

一金五拾圓以上ハ百圓の割
此百圓の量目を五十目と積
之と越分ハ其過目十匁迄毎
の貨錢相増候
但し金子入封物の義ハ右過目
の貨受不申候

○金子過目十匁迄の増貨

二十五里以内	壹匁	五十里以内	一匁五厘
百以内	二匁	百五十里以内	二匁五厘
二百以内	三匁	三百以内	四匁
三百外里	五匁		

一公債證書為替手形ハ通
貨の賃十分の二申受候事

但し五十圓以下ハ五十圓の賃以上百圓の割且百圓の量目と十匁と積
過目ハ右十匁以下十匁までの貨申受候事

同物貨運送賃表

壹貫目	七匁五厘	十里以内	一里迄
百目迄	二匁五厘五厘		
余百目以下百目迄	五厘五厘		

造立駄荷四十貫目迄十里以内一圓八十錢余四貫目毎
六十八錢

同配達料

通貨	物貨	賃
五十圓迄	一貫目迄	一匁
百圓迄	五貫目迄	二匁
三百圓迄	十貫目迄	三匁
五百圓迄	二十貫目迄	四匁

七百圓迄	三十貫目迄	五	匁
千圓迄	四十貫目迄	六	匁
千四以上百 四迄毎二		五	匁
	四十貫目以上 十貫目迄毎三	一	匁五厘

○ 但し長尺嵩物箱類等別
段手数の品ハ一割以上五割ま
での増申受候事
○ 破損し易き品ハ別段御引合
申候
○ 届先御取調ハ十五ヶ月限り
ニ定候事

止宿人御届

何府縣何國
何町何村地名号住所
某張男
族籍
何之誰
何年何ヶ月

右之者便宜ニ付私方ニ止宿
為仕候此段御届申上候也

年号月日 何之某印

養子御届

何府縣管下士族(平民)
何之誰(弟)
何之某
當何年何月生

私儀男子無之候間右誰養
子仕娘誰江配合致候間右送
籍相添此段御届申上候也

何郡區
何町村何番地
士族
年月日 何之誰印

同一例

何郡區何町村何番地
士族(平民)
誰子弟
何之誰
年齢

右誰義何府(縣)管下何郡區町村
何番地平民誰方ニ養子ニ差遣度
候間御送籍被下度此段奉願
候也

年月日 右誰父兄 何之誰 ㊦

㊦ 船稅

日本形百 一年 金一円

石積二付 蒸気船積 二 金十五円

百頭二付 西洋形 積百頭并一年 金十円

風帆船 鯉漁船并海川小廻船船長三間迄二十隻

以上長間を加ふる毎二十五文

㊦ 寄留届書式

何縣、番地

族籍誰男如前

或本人 何 誰 ㊦

年号何月生

私儀本月何日より何府縣何國

郡何番地寄留致し候間此

段御届申上候也

年月日 右 何 誰 ㊦

㊦ 盜難御届

何年何月幾日表裏之戸口等

夫々締り相付一同他出致(打

卧)一第何時頃歸宅之上(目

覺)家内を見廻し候所何

所を切破り(押外)盜賊忍入

(或の賊の容)簞笥(何処)の錠

前を破り(又)引放ち(金銀

衣類左の目録之通盜取らる

候若し盜賊の遺物あらば左の書式に照し別項に認むべし

此段御訴申上候也

何郡區何町(村)何番地

何商賣(何府縣)

何族

年月日 何之誰 ㊦

被盜品目録

一金何百圓也

何四貨幣また紙幣等の 内款明細を記し	一羽織 何木綿(絹) 何枚 <small>染色何々紋何形何々 其模様</small>	一何品 何箇 <small>盗賊遺留品 遺留品ハ盗難届 と共に差出スル</small>	一刀 一本	一懷中物何々 幾品	一何々
-----------------------	---	--	-------	-----------	-----



私儀何府(懸管下何國何郡 何村何某方)無據要用有之候間 今幾日より日数何日之間旅行 仕度此段御届申上候也	年月日 何之某(印)	⑤ 違警罪表	一拘留 拘留所ニ留置シ定役 ニ服セシ其刑期ハ二日以上十日 已下トナリ仍テ各本條ニ於 テ其長短を區別ス	一科料 科料ハ五匁以上一匁九 十五匁以下ト為リ仍各本條 ニ於テ其多寡を區別ス	四百廿五條	左の條件を犯したる者ハ三日以 上十日以下の拘留ニ処シ又ハ一匁九
---	------------	--------	---	--	-------	------------------------------------

十五元以上の料料又はき條目畧之

④ 鐵道畧則

一 何人より限らざ鐵道の列車にて
旅行せんと欲する者は先賃金
を拂ひ手形を受取べし然らざれ
ば決て列車に乗るべからざ

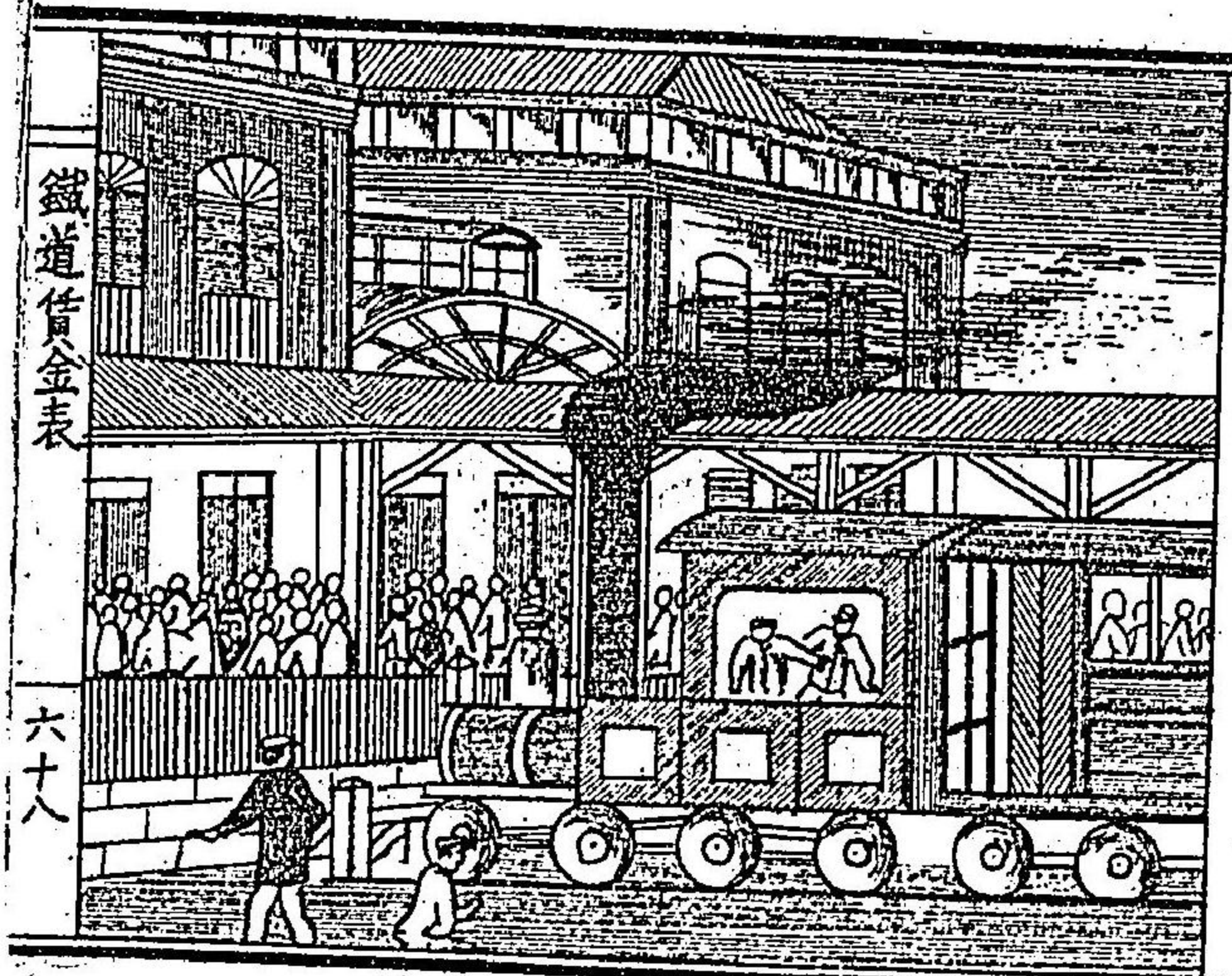
一 手形検査の節取集の節の改て
受べし若し検査の節手形を出
さざ又取集の節手形を渡さざる

者ハ最初發車の「ステーション」車は
乗る
場の変ふりの賃金を拂ひしむべし

一 列車賃金高相當の車に乗らざして
上等車に乗る又ハ車より下るべき場處
と過ぎ増賃金を拂ひしめて其賃金を
免れんと計り又ハ拂ひな賃金を到るべ
き場所より到る車より去るを告せ

さる者ハ分り随て罰せべし

一 列車運轉中出入并は旅客の居る
場所の外に居るを禁む又急疾
の者及び吸咽又ハ婦人部屋に男子
出入るを禁む若し右等の
禁を犯し掛の者の戒めを用ひざる
者ハ構外に退去せしむべし



鐵道賃金表

東京横濱間汽車券者普賃表

時刻表		賃	
後	前	大人	小人
六時	六時	五錢	三錢
七時	七時	五錢	三錢
八時	八時	五錢	三錢
九時	九時	五錢	三錢
十時	十時	五錢	三錢
十一時	十一時	五錢	三錢
十二時	十二時	五錢	三錢
十三時	十三時	五錢	三錢
十四時	十四時	五錢	三錢
十五時	十五時	五錢	三錢
十六時	十六時	五錢	三錢
十七時	十七時	五錢	三錢
十八時	十八時	五錢	三錢
十九時	十九時	五錢	三錢
二十時	二十時	五錢	三錢
二十一時	二十一時	五錢	三錢
二十二時	二十二時	五錢	三錢
二十三時	二十三時	五錢	三錢
二十四時	二十四時	五錢	三錢
二十五時	二十五時	五錢	三錢
二十六時	二十六時	五錢	三錢
二十七時	二十七時	五錢	三錢
二十八時	二十八時	五錢	三錢
二十九時	二十九時	五錢	三錢
三十時	三十時	五錢	三錢

小兒四歳迄ハ無賃十二歳迄ハ半賃ノ隻
 旅客日用缺ク可ラサル小包臍乱ノ類ニテ自ラ
 手ニ携ヘ得ル者ハ無賃其他置目二十斤迄八十
 斤以上六十斤迄五十斤半付半斤迄増加ス尤
 川岸ノステーションヲ越ヘザレバ何レモ半賃
 但シ一人ニ付六十斤ニ限ル可シ
 乗車セントスル者ハ運ク共此表時刻ヨリ十
 分前ニスタートシヨシニ來リ賃金定數ニ過不足
 ナキ様ニ用意シ切手賣入レ等ノ手續ヲナスベ

上野高崎間鐵道表

時刻表		賃	
後	前	大人	小人
六時	六時	五錢	三錢
七時	七時	五錢	三錢
八時	八時	五錢	三錢
九時	九時	五錢	三錢
十時	十時	五錢	三錢
十一時	十一時	五錢	三錢
十二時	十二時	五錢	三錢
十三時	十三時	五錢	三錢
十四時	十四時	五錢	三錢
十五時	十五時	五錢	三錢
十六時	十六時	五錢	三錢
十七時	十七時	五錢	三錢
十八時	十八時	五錢	三錢
十九時	十九時	五錢	三錢
二十時	二十時	五錢	三錢
二十一時	二十一時	五錢	三錢
二十二時	二十二時	五錢	三錢
二十三時	二十三時	五錢	三錢
二十四時	二十四時	五錢	三錢
二十五時	二十五時	五錢	三錢
二十六時	二十六時	五錢	三錢
二十七時	二十七時	五錢	三錢
二十八時	二十八時	五錢	三錢
二十九時	二十九時	五錢	三錢
三十時	三十時	五錢	三錢

同上出産届死亡届 六十九

⑤ 出產御届

私妻儀今何日午前何時出產

男子(女子)出生仕候此段御

届申上候也(名を付たる者ハ
名を書加ふ)

年月日

何某 ⑥

⑦ 死去届

私父誰義久々病氣の処養

生不相叶今幾日午前第何時

致死去候此段御届申上候也

年月日

何某 ⑧

東京府の規則ハ医師の届書と
其区役所ハ差出し埋葬ハ免許
証を受けて之を寺院住職亦ハ差
出すべし

新刻日用便終

明治十七年七月四日
版權免許

同年八月出版

定價十五

編 熊本縣平民

輯 人 長尾聽教

神田區堅大工町

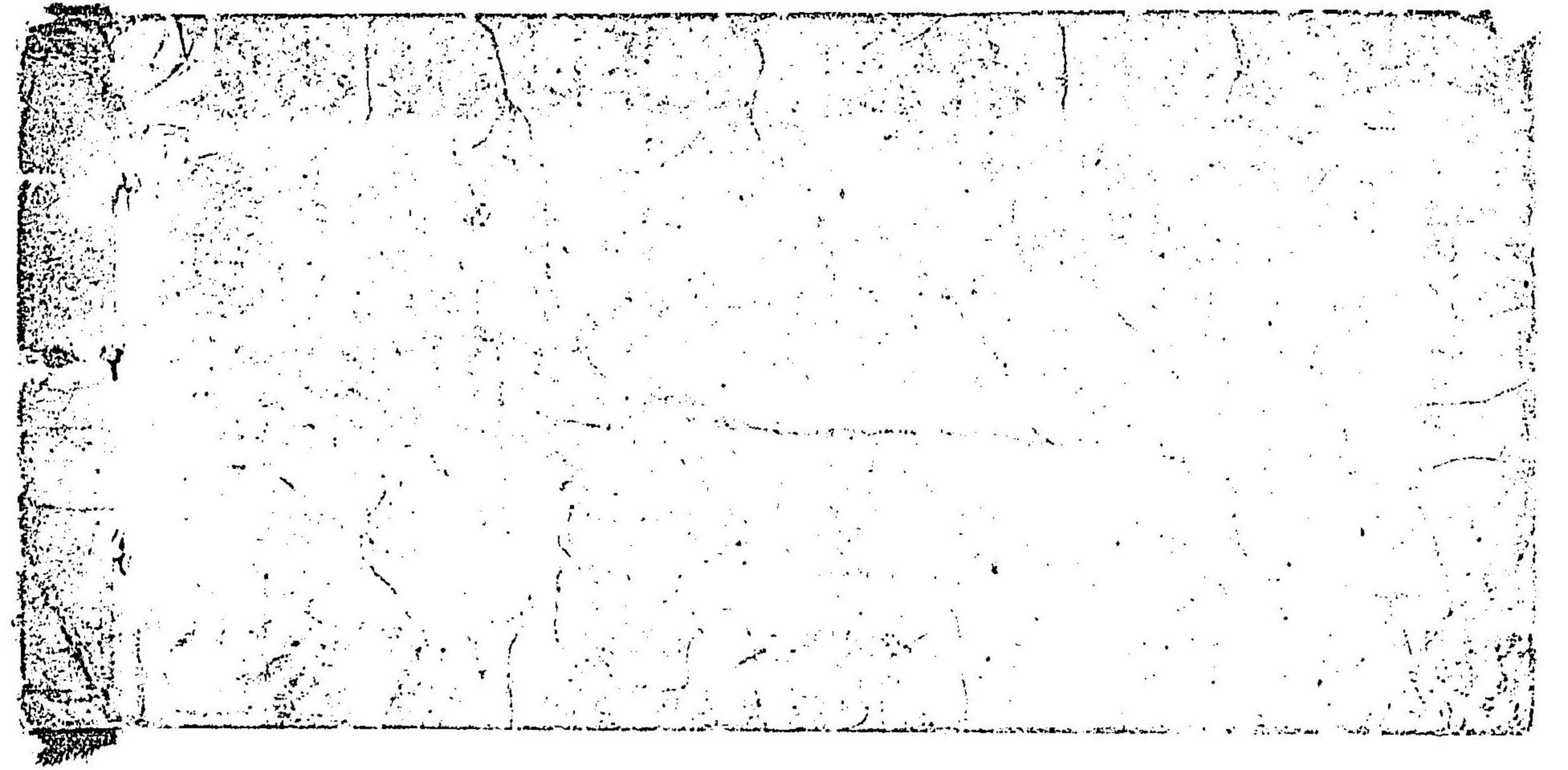
十六番地寄雷

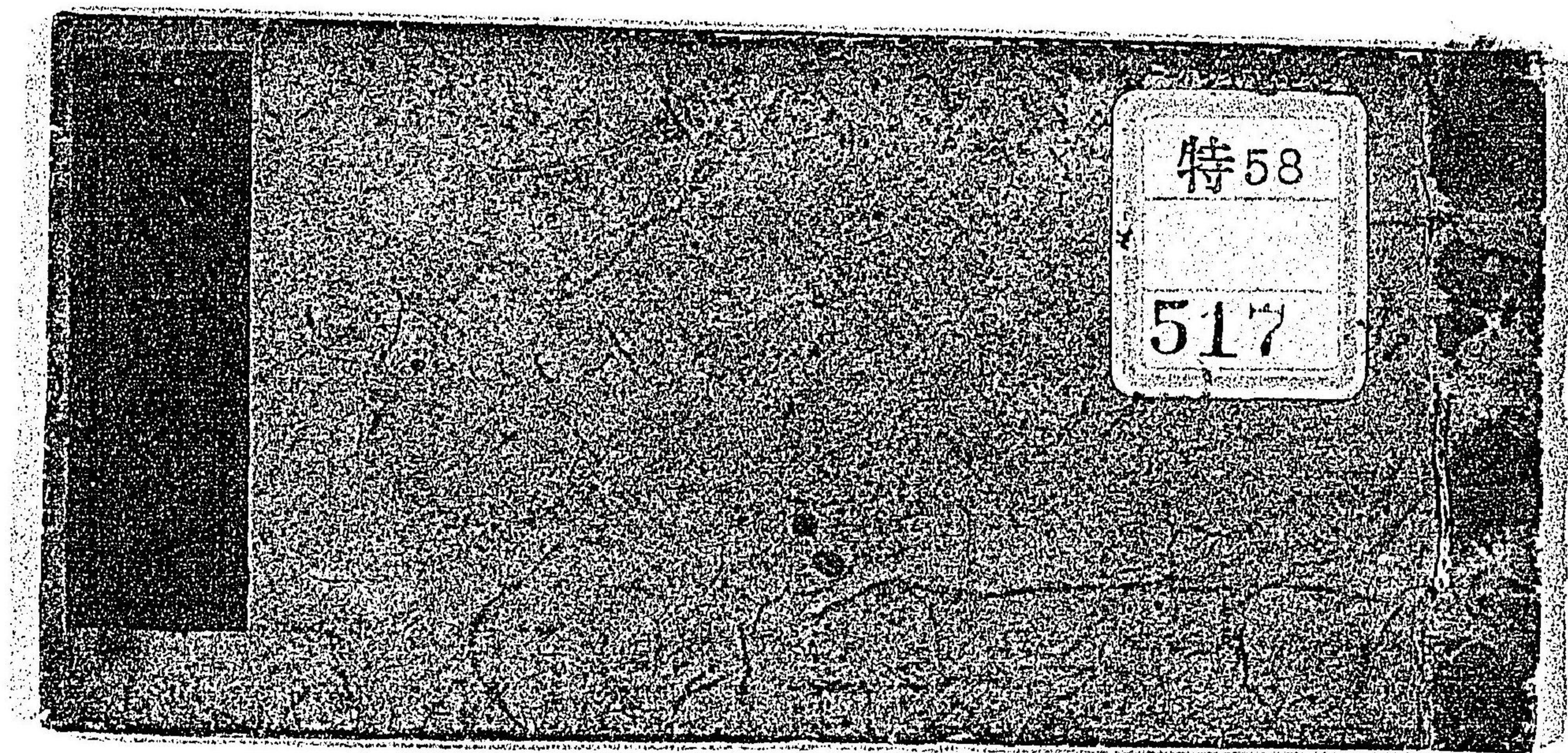
出版 東京府平民

野口幾次郎

京橋區中橋

廣小路町十一番地





101883-000-8

特58-517

新刻日用便

長尾 聴教/編

M17

EAE-0579

